

カマド燃焼部における遺物出土状況の検討

副主任学芸員 丹治篤嘉

1 はじめに

遺物がどのような状態で出土したのかを検証することは、その遺物が本当に遺構の年代を示すものであるのかを考えるために、必要不可欠な作業である。一般的に、古墳時代中期後半～平安時代の竪穴住居跡に付設されるカマドから出土する土器も、年代を示す有力な材料とされている。また、カマドにおける遺物の出土状況を検証することは、遺構の所属時期を決定するだけでなく、そこに過去の人々のどのような意思が反映しているのかを考える上でも重要である。具体的には、土師器甕の設置方法や、いわゆる‘カマド祭祀’や‘カマド廃棄儀礼’等と呼ばれている事象について考えるための基礎的な情報となりうる。

カマドの燃焼部から出土する土師器甕が‘天井部の掛け口に設置された状態＝住居機能時の状態’なのか、カマドを破壊した後に置かれたものなのかを判断するためには、明確な根拠が必要である。しかし、実際に報告事例を見ると、図面や文章の提示が不十分なまま、設置された状態とか、カマド廃棄と判断されるものや、所見が示されないものが散見される。

筆者は、筒形土製品の用途を出土状況から検討した際^(註1)以降、福島県内における該期のカマドから出土する遺物が、どのような要因で出土するのかということが十分検証されているとは言い難い状況ではないかと常々考えていた。また、近年、北野博司らにより、土師器甕が‘カマドにかかったまま遺棄され、崩落したのか、天井部を壊しカマドから外して置き直したものか、その点に留意して調査・報告されている例は少ない^(註2)。」と指摘もされている。

そこで、本稿では福島県内のカマドの燃焼部から遺物が出土した報告事例をまとめ、上記の事柄を明確に報告するにあたってはどのような情報が必要かということを指摘し、今後の調査技術・報告の進展の一助としたい。併せて、それらの事例に関して、遺物の出土要因を検証し、基礎的な分類を行い、その特徴や傾向性について言及したい^(註3)。

2 資料抽出の方法と分類

(1) 資料抽出の方法

福島県文化財センター白河館には、福島県教育委員会が発掘調査した資料が収蔵されている。これまで福島県教育委員会が積み重ねてきた発掘調査の成果は膨大であり、カマドを有する竪穴住居跡も多数確認されている。そこで、今回はそれらの報告事例を検討の対象とした。

資料の抽出のために検索した発掘調査報告書は、表1の通り35個の事業、計264冊である。その結果をまとめたのが表2で、カマドが検出された竪穴住居跡の総数は1,737軒である^(註4)。竪穴住居跡の所属時期は、古い時期から‘引田式’、‘佐平林式’、‘舞台式’、‘栗団式’、‘国分寺下層式’、‘表杉ノ入式’^(註5)、時期を確定する根拠に欠けるものについては‘不明’とし、表2および後述する表3にはそれぞれ順に、‘引’、‘佐’、‘舞’、‘栗’、‘国’、‘表’、‘不’と

表1 対象とした報告書

No.	報告書名	冊数	略称	No.	報告書名	冊数	略称
1	母畠地区遺跡発掘調査報告2~39	38	母畠	19	田島町寺前遺跡発掘調査概報	1	—
2	国営会津農業水利事業関連遺跡調査報告1~14	14	会津	20	梁川城跡 二ノ丸土塁発掘調査報告	1	—
3	矢吹地区遺跡発掘調査報告1~10	10	矢吹	21	伊達西部地区遺跡発掘調査報告	1	—
4	真野ダム関連遺跡発掘調査報告4~15	12	真野	22	伊達西部条里遺構発掘調査概報1~3・5	4	—
5	国道113号バイパス遺跡調査報告1~5	5	113号	23	阿武隈右岸築堤遺跡発掘調査報告1~3	3	右岸
6	東北横断自動車道遺跡調査報告1~28	28	横断	24	県道古殿須賀川線(うつくしま未来博関連)遺跡発掘調査報告	1	未来
7	三春ダム関連遺跡発掘調査報告1~8	8	三春	25	一般国道6号相馬バイパス遺跡発掘調査報告	6	—
8	原町火力発電所関連遺跡調査報告1~10	10	原町	26	会津綱貫北道路遺跡発掘調査報告1~8	8	—
9	摺上川ダム遺跡発掘調査報告1~9	9	摺上	27	国営限戸川農業水利事業遺跡調査報告1	1	限戸
10	相馬開発関連遺跡調査報告1~5	5	相馬	28	一般国道289号南倉沢バイパス遺跡発掘調査報告1~2	2	南倉
11	請戸川地区遺跡発掘調査報告1~6	6	請戸	29	こまちダム遺跡発掘調査報告1~4	4	こま
12	常磐自動車道遺跡調査報告4・6・8~11・18~54	43	常磐	30	阿武隈東道路遺跡発掘調査報告1	1	阿東
13	福島空港公園遺跡発掘調査報告1~4	4	空港	31	東北新幹線関連遺跡発掘調査報告1~6	6	新幹
14	福島空港関連遺跡発掘調査報告1~5	5	空港	32	東北自動車道遺跡発掘調査報告	1	東北発
15	福島空港・あぶくま南道路遺跡発掘調査報告1~19	19	あぶ	33	関和久上町遺跡	1	関和上
16	相馬第二地区遺跡発掘調査報告1~3	3	相二	34	関和久遺跡	1	関和久
17	福島県文化財センター白河館(仮称)遺跡発掘調査報告	1	—	35	東北自動車道遺跡調査報告	1	東北調
18	NTC遺跡発掘調査報告	1	NTC			合計	264

*カマドを有する堅穴住居跡が確認されなかつたものは、略称の欄に「—」で示した。

略して示した。なお、表2においては、どちらの型式に属すか微妙な過渡的な特徴を示す土器については、便宜上新しい型式の方に含めてカウントした^(註6)。中には誤った理解もあるかも知れないが、あくまで傾向性を見ることが主目的であるため、ご容赦いただきたい。そして、表2に示した堅穴住居跡の中から、カマドの燃焼部から遺物が出土している事例を本稿で検討する材料として取り上げたが、これについては次項で述べることとする。

(2) 分類

カマドの燃焼部から出土する遺物は以下の5つに大別される^(註7)。

- ①カマドの掛け口に設置されたまま遺棄されたもの。その多くが住居廃絶後のある段階で、自然に天井部が崩落することにより原位置から若干動いているが、設置された状態を留めるものもある。具体的な器種は土師器甕である。
- ②住居廃絶時にカマドが破壊され、それに伴い意識的に遺棄されたもの。器種は土師器甕・杯が多いが、これについては「4 考察」のところで詳述する。
- ③天井部の構築材に使用されたもの。土師器甕、筒形土製品、板状土製品等がある。
- ④支脚として使用されたもの。支脚に転用されたものや、高さ調節として用いられたものを含む。支脚専用としてつくられたものには、土製や石製のもの、そして筒形土製品がある。支脚に転用されたものは、土師器甕や羽口、高さ調整に用いられたものとしては、土師器杯・甕等がある。
- ⑤上記の①~④以外のもの。具体的には、住居廃絶後に埋没する過程で意図されず後から混入したもの、土器の細片が数片出土するなど性格付けが困難なもの、その他用途が不明な出土状況を示すもの^(註8)、等がある。

冒頭で述べたように、本稿の主たる検討内容は、上記の①・②である。そこで、燃焼部から

出土する遺物の中でも、①か②に相当するとみられる事例を取り上げた。それが、表3に示した計128例である。これらの事例は、調査者が何らかの必要性を感じて図面等の記録作成を行い、報告書中で遺物の出土状況が平面図や断面図として明示された事例である^(註9)。以下、これらの分類について述べることとする。

まず①については、燃焼部内における支脚の設置の有無により、「設置I類（支脚有り）」、「設置II類（支脚なし）」とした^(註10)。なお、「設置II類」に関しては、住居廃絶時に支脚だけを抜き去った可能性もあるが、今回検討した事例では燃焼部底面に支脚を設置した際の窪みや掘形は確認されていないため、明らかではない。

②は遺棄する遺物の器種により大別し、出土状況からさらに細分した。具体的には、土師器甕を置くものを「廃棄I類」、土師器杯を置くものを「廃棄II類」、土師器甕・杯以外の器種を置くものを「廃棄III類」、複数器種（須恵器等も含む）を置くものを「廃棄IV類」とし^(註11)、それぞれ、a：倒立（伏せた状態）、b：正位（若干斜めの状態等含む）、c：横位、d：破碎、と細分した。ただ、出土状況が不明確なものは細分していない。また、土師器杯を支脚の上に伏せた状態で出土したものもカマド祭祀と報告している事例があり、それらをa'とした。

なお、客観的な根拠が示されておらず、どちらに分類したらよいか判断のつかない事例、設置された状態と報告されているものでも、そのように判断した根拠が示されていない事例、根拠が提示されているものでも廃棄の可能性が残されている事例、等については「保留」とした。

また、カマドに関連する祭祀や廃棄と捉えられる例として、カマド構築時に袖や天井部に構築材としての用途とは思えない遺物を埋め込むもの^(註12)、カマド周辺から手捏ね土器や土製丸玉が出土するもの^(註13)、燃焼部の外に廃棄したとみられるもの^(註14)、支脚が原位置を保たずして、別の場所から出土したもの^(註15)、等があるが、今回の検討はあくまで燃焼部から出土する遺物を対象とするため言及しない。

（3）報告書から得られるデータについて

表3においては、報告書から得られるデータについても、「報告書の内容」、「甕の状態」、「出土遺物の内訳」という項目を設けて示した。

「報告書の内容」は、①断面図の提示（断）^(註16)、②堆積土との関係（堆）、③調査者の判断の有無（調）、④根拠の有無（根）、⑤写真の提示（写）、の5つの観点から確認作業を行った。

①は、土器が出土している位置を通して土層の断面図を作成しているか。②は、出土土器が燃焼部内の堆積土とどのような関係にあるのかについて言及しているか。③は、調査者が土器の出土した要因について言及しているか。④は、③で判断した根拠について言及しているか。⑤は、燃焼部から土器が出土した状況の写真を近景で提示しているか。これらについて、該当するものは、各欄に丸印を示した。当然ながら、全てに丸印がついている事例が、よい報告事例であると考えている。

「甕の状態」は、燃焼部内から出土する土師器甕について、その出土状態から、「倒立」、「正位」、「斜め」、「横倒し」、「破片」、に分け、以下のように出土位置毎に示した。すなわち、燃焼部内

表2 カマドを有する堅穴住居跡軒数表

報告書名	遺跡名	軒数	堅穴住居跡の所属時期							No.1
			引	佐	舞	栗	国	表	不	
母畑2	赤根久保	1					1			
	谷内前C	16				3	13			
	佐平林I～V	14		6	1	1	5	1		
母畑4	源平A	1					1			
	谷内前C	16				3	12	1		
	西原	7				1	6			
母畑5	佐平林VII・VIII	19		4		1	14			
	杉内B	5				2	2	1		
	杉内C	1				1				
母畑7	沼平	10				1	7	2		
	沼平東	9				3	6			
	七郎内D	5					5			
母畑11	唐松A	5			4		1			
	地蔵田A	3					3			
	上悪戸	23			5	5	9	4		
母畑12	下悪戸	6				1	5			
	薬師堂	3		3						
	矢先石	7				2	1	4		
母畑15	駒形A	3			3					
	梅木平	5					5			
	東作田A	3				1	2			
母畑17	東作田C	9				3	6			
	小田口C	5					5			
	母畑20	高畑	1				1			
母畑21	堂平B	4				3	1			
	大内B	2					2			
	母畑24	十三仏	8			2	6			
母畑26	王子前	2				2				
	田向E	6					6			
	母畑27	田向F	17			1	16			
母畑28	壳田A	1					1			
	久保田C	1					1			
	辰巳城	3	1		1	1				
母畑29	田向A	7					6	1		
	田向B	5				3		2		
	枇杷沢B	9					9			
母畑30	カガヤ坦A	1				1				
	母畑31	辰巳城	9	1			8			
	母畑32	弥明	14			5	3	5	1	
母畑33	殿畑	5				5				
	母畑34	正直A	57	22	5	1	2	22	5	
	母畑35	駒形B	2				2			
母畑36	正直C	52			3	8	41			
	母畑37	大日原C	1					1		
	佐平林VI	2					2			
母畑39	達中久保	33				9	22	2		
	板倉前B	8		2		2	4			
	会津1	下堀際	7					7		
矢吹1	会津2	北ノ前	1					1		
	会津4	腰巻	1					1		
	会津11	鹿島	2					2		
矢吹2	会津14	鷺沢道南	1					1		
	二本松	1					1			
	北大久保B・C	6			5		1			
矢吹3	沢口B	3					3			
	滝原前山C	2				2				
	上清神	1					1			
矢吹4	滝原前山C	8			3	4	1			
	矢吹5	山崎	26		6	3	9	6	2	
	矢吹6	桑名邸	2			2				
矢吹7	芹沢A	2		2						
	竹柄	1					1			
	矢吹9	北大久保E	8				8			
矢吹10	山崎	7		2	1	4				
	笛目平	17					15	2		
	真野4	松ヶ平A	1				1			
真野8	日向南	2					2			
	日向南	2					2			
	真野10	岩下向A	2					2		

報告書名	遺跡名	軒数	堅穴住居跡の所属時期							No.2
			引	佐	舞	栗	国	表	不	
真野11	松ヶ平B	1								1
真野15	日向南	1								1
113号2	北原	18								18
113号3	三貫地	34					10	9	9	6
113号4	境A	10								10
113号4	境B	1								1
113号5	善光寺	1					1			
113号5	大森A	2			2					
横断2	小屋館	2						2		
横断3	登戸	4								4
横断7	牧場山	1								1
横断8	角間	1								1
横断9	船ヶ森西	5						1	2	2
横断10	能登	2								2
横断11	法正尻	1								1
横断13	横沼西	1								1
横断14	川前	1								1
横断16	二池	4								4
横断17	宮ノ下B	2								2
横断18	堀之内	7								6
横断18	台ノ前A	1								1
仲作田	仲作田	1								1
横断19	宮林	3								3
仲ノ繩B	仲ノ繩B	2								2
仲ノ繩E	仲ノ繩E	4								4
横断20	馬場平B	2								2
横断21	小滝	1								1
横断22	作田B	8						2	5	1
横断23	糸久保城	1								1
横断24	本飯豊	4					1	1	2	
横断26	羽黒山館	1								1
横断27	本飯豊	8							3	5
三春5	蛇石前	2								2
三春6	光谷	7								7
三春7	四合内B	7								7
三春8	越田和	9						2	7	
原町1	鳥打沢A	5						1	4	
	鳥井沢B	1								1
	鳥打沢A	1								1
原町2	鳥打沢B	1								1
	長瀧	9						2	2	1
	船沢A	8								8
原町3	鳥井沢B	6						1	3	2
	長瀧	1								1
原町3	大船迫B	1						1		
	大船迫C	4						1	2	1
原町4	鳥打沢A	2						1		1
	大船迫C	4						1		3
	長瀧	10							8	2
原町5	大船迫A	34						8	9	8
	前田C	1								1
原町6	鳥打沢A	1								1
	大船迫A	31						4	10	16
原町7	大迫	3								3
原町8	大迫	10								10
原町9	大迫	4								4
	鳥打沢A	2								2
原町10	割田A	3								3
	割田B	1								1
	割田C	18								18
	割田G	1								1
	割田H	11								11
摺上1	弓手原A	4								4
摺上2	獅子内	6								6
摺上3	弓手原A	2								2
摺上6	獅子内	3								3
摺上8	獅子内	5								5
	小屋館	3								3

No.3

報告書名	遺跡名	軒数	堅穴住居跡の所属時期						
			引	佐	舞	栗	国	表	不
摺上9	八方塚A	2					2		
	田向	2					2		
相馬1	向田A	4				3	1		
	向田D	5			4		1		
	向田E	5			1		4		
	向田F	1					1		
	向田G	2					2		
	洞山C・D・E	2			1		1		
	洞山F	3			2		1		
	洞山G	2			2				
相馬4	武井D	1			1				
	猪倉A	1					1		
相馬5	猪倉B	10					8	2	
	山田A	2						2	
請戸1	山田B	1					1		
	四ツ栗	1					1		
請戸5	北向A	1				1			
	常磐4	タタラ山	5			1	1	3	
常磐6	大猿田	8			3		5		
	大久保A	5					5		
常磐8	大久保F	8					8		
	常磐9	タタラ山	14		3	9		2	
常磐10	常磐10	白岩堀ノ内	9			1	1	6	1
	大猿田	12					5	7	
常磐18	程立A	1					1		
	金波	1					1		
常磐19	折木	1					1		
	下小塙上ノ原	10					8	2	
常磐20	上本町D	2					2		
	鍛冶屋	54				1	51	2	
常磐22	折木	1					1		
	常磐24	鍛冶屋	13				12	1	
常磐25	馬場前	4				4			
	常磐26	新堤入	1				1		
常磐28	鍛冶屋	5				2	3		
	常磐29	馬場前	19				15	3	1
常磐30	常磐30	小山B	18				18		
	大谷上ノ原	2					1	1	
常磐31	大谷山根	1					1		
	常磐34	馬場前	13				2	9	2
常磐35	常磐35	前山A	2				2		
	本町西B	8					8		
常磐36	本町西C	1					1		
	常磐42	明神	1				1		
常磐43	四ツ栗	1					1		
	熊平B	1					1		
常磐46	大田切	3					3		
	常磐47	北山下	5				5		
常磐51	戸鳥土	1					1		
	片倉	2					2		
常磐52	広谷地	2					2		
	石神	3					3		
常磐53	小迫	9					9		
	朴迫D	3					3		
空公1	閑林D	9				2	7		
	閑林G	4					4		
空公2	閑林K	2					2		
	閑林O	1					1		
空公3	閑林H	4					4		
	空公4	深田C	1				1		
空港1	五十堀田B	4					4		
	平ヶ谷地A	1					1		
空港3	観音山	2					2		
	上宮崎A	10				1	9		
あぶ1	上宮崎B	1					1		
	北ノ内	1					1		
あぶ2	小又	13				7	6		
	下宮崎A	6				1	5		
あぶ3	白山A	9	3	4	1		1		

No.4

報告書名	遺跡名	軒数	堅穴住居跡の所属時期						
			引	佐	舞	栗	国	表	不
あぶ3	白山C	22			2		1	2	17
あぶ4	柳作A	1						1	
あぶ4	柳作C	2						2	
あぶ6	白山D	4	1					3	
あぶ6	白山E	1						1	
あぶ6	金波B	2						2	
あぶ9	赤沢A	2					1	1	
あぶ10	後原	1						1	
あぶ11	高原	21		1		15	1	2	2
あぶ11	金波B	2					1	1	
あぶ12	江平	37	2			3	10	20	2
あぶ13	堂平D	2						2	
あぶ13	堂平F	6						6	
あぶ14	栗木内	20	2	1		1	2	12	2
あぶ15	堂平G	1					1		
あぶ15	中下	2						2	
あぶ16	鹿島	2						2	
あぶ17	境田	1						1	
あぶ17	嫁田B	1						1	
相二2	宿仙木A	1						1	
NTC	美シ森A	1						1	
NTC	根ッ子原A	2						2	
右岸1	山王川原	39					31	4	2
右岸2	高木	119				2	86	9	3
	北ノ脇	19					8	8	2
未来	松原	1							
	川屋向	2						2	
	松ヶ作B	1						1	
隈戸1	狐山	2						2	
	腹田A	3						3	
隈戸1	腹田B	2						2	
	腹田C	1						1	
南倉1	南倉沢	2						2	
こま3	堂田A	3						3	
こま3	西田H	3						2	1
阿東1	萩平	1						1	
新幹1	赤坂裏	2						2	
	岸沢	1						1	
	古屋敷	3						3	
新幹2	岩渕境	2						2	
	御所館	1						1	
新幹2	道場	4				2	2		
	皆屋敷	3						3	
新幹3	孫六橋	2					1	1	
	徳定A	8				6			2
新幹4	徳定B	20				6	1	4	9
	矢ノ戸	16					4	4	3
新幹5	鳴神・柿内戸	34					8	5	14
	新幹6	9						2	4
東北発	御山千軒	5						5	
閑和上		6						1	5
閑和久		1						1	
東北調	七斗蒔	4					4		
	下原	2					2		
	三峰森	1					1		
	堰ノ上	2						2	
	出譽山	4						4	
	勝利ヶ岡	3				1	1	1	
	中柵	1							1
	林合	8						1	5
	二夕通り	1						1	
	仏具壇	1						1	
合計	狐石	2							2
	金重谷地	7							7
	高林	1							1

表3 カマド燃焼部から遺物が出土した事例

No.1

番号	報告書名	遺跡名	住居番号	時期	分類	報告書の内容					甕の状態			出土遺物の内訳				
						断	堆	判	根	写	左	中	右	甕	杯	瓶	高	手
1	常磐9	タタラ山	27 住	舞	設置 I	○	○	○	○	○	正		正	2				
2	常磐6	大猿田	4 住	栗	設置 I	○	○			○	斜		斜	2				
3	母畠34	正直A	58 住	引	設置 II	○		○		○	正		正	2				
4	母畠33	殿畠	5 住	栗	設置 II	○	○	○	○		正		正	2				
5	あぶ14	栗木内	10 住	国	廃棄 I a	○	○	○	○	○	倒		1					
6	常磐52	広谷地	3 住	表	廃棄 I a		○	○		○	倒		1					
7	常磐21	鍛冶屋	47 住	表	廃棄 I a	○	○	○	○	○	倒		1					
8	右岸2	高木	56 住	栗～国	廃棄 I a?				○		倒		1					
9	常磐21	鍛冶屋	32 住	表	廃棄 I a?	○			○		倒		1					
10	あぶ3	白山A	11 住	引	廃棄 I b	○		○	○	○	正		1					
11	母畠33	殿畠	4 住	栗	廃棄 I b	○		○			正		正	2				
12	矢吹5	山崎	5 住	栗	廃棄 I b						横		斜	2				
13	常磐9	タタラ山	9 住	栗	廃棄 I b	○		○			斜		斜	2				
14	常磐9	タタラ山	11 住	栗	廃棄 I b	○				○	正		正2	3				
15	あぶ11	高原	7 住	栗	廃棄 I b	○	○	○			横		1					
16	あぶ11	高原	9 住	栗	廃棄 I b	○	○	○		○	横	斜	横	3				
17	右岸1	山王川原	19 住	栗	廃棄 I b	○	○	○	○	○	斜		正	3				
18	右岸1	山王川原	32 住	栗	廃棄 I b	○	○	○	○	○	斜		1					
19	右岸1	山王川原	36 住	栗	廃棄 I b	○	○			○	正2		2					
20	右岸2	北ノ脇	6 住	栗	廃棄 I b	○		○		○	横		正	2				
21	東北道	勝利ヶ丘III区	2 住	表	廃棄 I b	○					斜		1					
22	母畠34	正直A	60 住	引	廃棄 I c	○		○		○	横3		3					
23	母畠32	弥明	10a 住	栗	廃棄 I c	○		○	○	○	横		横	2				
24	矢吹10	山崎	41 住	栗	廃棄 I c	○	○				横		1					
25	常磐6	大猿田	3 住	栗	廃棄 I c	○	○	○			横		1					
26	あぶ11	高原	11 住	栗	廃棄 I c	○	○	○	○	○	横		1					
27	右岸1	山王川原	37 住	栗	廃棄 I c	○		○	○	○	横		横	2				
28	右岸2	北ノ脇	1 住	栗	廃棄 I c	○		○	○		横2		2					
29	右岸2	高木	109 住	栗	廃棄 I c	○				○	横	横		2				
30	常磐9	タタラ山	10 住	栗～国	廃棄 I c	○					横		1					
31	あぶ12	江平	6 住	国	廃棄 I c	○	○			○	横2	横	横	4				
32	右岸1	山王川原	34 住	国	廃棄 I c	○				○	横		1					
33	母畠39	達中久保	11 住	表	廃棄 I c						横2		3?					
34	原町10	割田B	1 住	表	廃棄 I c	○	○	○	○	○	横		1					
35	常磐30	小山B	2 住	表	廃棄 I c	○	○	○	○	○	横		1					
36	母畠5	佐平林VII区	3 住	佐	廃棄 I c?						横		1					
37	右岸1	山王川原	16 住	栗	廃棄 I d	○	○	○	○	○	破	破	破	2				
38	横断22	作田B	2 住	表	廃棄 I d	○				○	破2		2					
39	原町2	船沢A	7 住	表	廃棄 I d	○	○			○	破		1					
40	常磐21	鍛冶屋	60 住	表	廃棄 I d	○		○	○	○	破	破	破	1				
41	あぶ12	江平	44 住	表	廃棄 I d	○	○	○	○	○	破		1					
42	右岸2	高木	23 住	表	廃棄 I d		—	○	○		破	破		3				
43	右岸1	山王川原	4 住	国	廃棄 I a・c	○	○			○	横・倒		2					
44	新幹2	道場	4 住	国	廃棄 I a・b・d					○	正	破	倒	3?				
45	常磐53	小迫	1 住	表	廃棄 I a・b・d	○		○		○	倒	正	破	3				
46	母畠34	正直A	22 住	引	廃棄 II a									2				
47	右岸2	北ノ脇	16 住	国	廃棄 II a	○		○	○	○				1				
48	母畠34	正直A	82 住	表	廃棄 II a		○							2?				
49	母畠36	正直CX地点	19 住	表	廃棄 II a	○								1				
50	母畠36	正直CV地点	20 住	表	廃棄 II a	○	○			○				1				
51	相馬4	猪倉B	58 住	表	廃棄 II a	○	○			○				1				
52	相馬4	猪倉B	270 住	表	廃棄 II a	○	○			○				1				
53	南倉1	南倉沢	1 住	表	廃棄 II a	○	○	○	○	○							須恵器杯1	
54	常磐24	鍛冶屋	102 住	表	廃棄 II a	○	—	○	○	○				1				
55	常磐34	馬場前	82 住	表	廃棄 II a		—	○	○	○				1				
56	あぶ3	白山A	10a 住	表	廃棄 II a	○	—	○	○	○				1				
57	右岸2	高木	90 住	舞～栗	廃棄 II b	○	○			○				2				
58	右岸2	北ノ脇	17 住	国	廃棄 II b			○		○							須恵器杯1	
59	原町10	割田C	10 住	表	廃棄 II b		○	○	○	○				3				
60	あぶ13	堂平F	6 住	表	廃棄 II a・b	○	○	○	○	○				2				
61	あぶ14	栗木内	31 住	引	廃棄 III			○	○									1
62	右岸2	高木	103 住	栗	廃棄 III a	○		○		○				1				
63	常磐21	鍛冶屋	17 住	表	廃棄 III b	○												筒形土器1
64	右岸2	高木	26 住	栗	廃棄 III d					○				1				
65	常磐53	朴迫D	1 住	表	廃棄 III d	○		○	○	○				1				

No.2

番号	報告書名	遺跡名	住居番号	時期	分類	報告書の内容					甕の状態			出土遺物の内訳				
						断	堆	判	根	写	左	中	右	甕	杯	瓶	高	手
66	母畠34	正直A	35 住	引	廃棄IV	○					—	—	—	2	3			
67	右岸2	高木	34 住	栗	廃棄IV	○	○	○	○	○	—	—	—	2	2			
68	母畠5	谷地前C	32 住	表	廃棄IV						—	—	—	1	3			
69	母畠34	正直A	92 住	引	廃棄IV a	○							倒		1	1		
70	右岸2	北ノ脇	7 住	表	廃棄IV a		○	○	○	○	倒			1	1			
71	母畠34	正直A	49 住	引	廃棄IV b	○				○	正			2	1			
72	母畠33	殿畠	9 住	栗	廃棄IV b	○	○				正	正		2	1			
73	右岸1	山王川原	2 住	栗	廃棄IV b	○	○				斜	正	斜	2		1		
74	右岸1	山王川原	17 住	栗	廃棄IV b	○	○	○	○	○	斜			1	1			
75	常磐9	タタラ山	19 住	栗	廃棄IV c	○			○				横	1		1		
76	母畠34	正直A	54 住	引	廃棄IV d	○	○			○	破	破	破	2?	1?			
77	母畠29	田向A	3 住	表	廃棄IV d	○				○	破	破	破	2				須恵器杯1
78	母畠7	沼平東	7 住	表	廃棄IV d	○				○	破	破	破	2	1			
79	右岸2	高木	31 住	栗	廃棄IV a・c	○				○	横			1	1			
80	右岸2	北ノ脇	24 住	栗	廃棄IV a・c	○	○		○	○	横			1	1	1		
81	横断19	仲ノ縄B	1 住	表	廃棄IV a・c	○	○	○	○	○	横2			2	2			土製品2? 鉄製刀子1?
82	常磐21	鍛冶屋	40 住	表	廃棄IV a・d	○	○	○	○	○	破			1	2		1	
83	横断10	能登	1 住	表	廃棄IV a・b・d	○	○	○	○	○			斜	2				須恵器甕 1・杯2・鉢1
84	常磐6	大猿田	6 住	表	廃棄IV b・c	○	○	○	○	○							2	須恵器杯1
85	あぶ4	柳作A	1 住	表	廃棄IV b・c	○	○	○	○	○	横	横	横2	4	1			
86	右岸2	高木	84 住	栗	廃棄IV b・c	○	○	○	○	○	横	横		2	2			
87	あぶ3	白山A	4 住	舞	廃棄IV b・d	○				○	正	横		3	3			
88	母畠10	七郎内D	6 住	表	廃棄IV b・d					○	破			1	1	1		
89	母畠34	正直A	19 住	引	保留	○				○	正	横		3	2	1		
90	母畠34	正直A	52a 住	引	保留	○	○	○	○	○	正			1	1?			
91	母畠5	佐平林VII区	7 住	佐	保留					○		斜		1				
92	あぶ3	白山A	3 住	佐	保留	○				○	正			1	3			
93	あぶ3	白山A	12 住	佐	保留					○	正			3	3	1		
94	あぶ3	白山C	20 住	佐	保留	○				○	横			1				
95	あぶ14	栗木内	21 住	佐	保留	○	○			○	正			1	1			
96	右岸2	高木	94 住	舞	保留	○	○			○	斜	斜		2	1	1		
97	新幹3	徳定A2A区	1 住	舞	保留					○	横	横		2				
98	新幹3	徳定A2A区	2 住	舞	保留					○	斜	斜		2				
99	新幹3	徳定B	16 住	舞	保留					○	正	正		2				
100	母畠36	正直C I 地点	4 住	栗	保留	○				○	正	横	斜	3				
101	矢吹1	北大久保B・C	1 住	栗	保留	○	○	○	○	○	横	横		4				
102	矢吹4	滝原前山C	4 住	栗	保留	○				○	横	横		2				
103	矢吹5	山崎	23 住	栗	保留	○				○	正	横	正	3				
104	常磐4	タタラ山	1 住	栗	保留	○	○	○	○	○	正	斜		2				
105	常磐9	タタラ山	14 住	栗	保留	○	○			○	破	斜		2?				
106	常磐9	タタラ山	16 住	栗	保留	○				○	横	横		2				
107	常磐9	タタラ山	18 住	栗	保留	○				○	斜	斜		3				
108	あぶ11	高原	4 住	栗	保留	○	○	○	○	○	斜	斜	斜	2	1	1	1	
109	あぶ11	高原	16 住	栗	保留	○	○	○	○	○	斜			1				
110	あぶ11	高原	24 住	栗	保留	○	○	○	○	○	正			2				
111	あぶ14	栗木内	12 住	栗	保留	○	○			○	斜	斜		2				
112	右岸1	山王川原	13 住	栗	保留	○				○	斜	斜	斜	3	1			
113	右岸1	山王川原	35 住	栗	保留					○	正	正		2				
114	右岸2	高木	16 住	栗	保留	○		○		○	横	正		2				
115	右岸2	高木	43 住	栗	保留	○	○	○	○	○	正	横		2				
116	右岸2	高木	50 住	栗	保留	○				○	斜			1				
117	右岸2	高木	59 住	栗	保留	○				○		正		1				
118	右岸2	高木	80 住	栗	保留		○			○	正	斜	正	3	2			
119	右岸2	高木	91 住	栗	保留	○				○	斜	斜	正	3				
120	右岸2	高木	98 住	栗	保留	○	○			○	倒	斜	斜	4				
121	右岸2	高木	110 住	栗	保留		○			○	横		正	2?				
122	右岸2	高木	118 住	栗	保留	○	○			○	正	2						
123	右岸2	高木	144 住	栗	保留	○	○			○	斜		斜	2	1			
124	右岸2	高木	157 住	栗	保留		○	○		○	横		横	2				
125	右岸2	高木	159 住	栗	保留					○	横	横	横	3	1	1	2	
126	東北調	三峰森	1 住	栗	保留					○	正	横		2				
127	右岸2	高木	108 住	栗～国	保留	○				○	横	横	斜	3				土製勾玉1
128	常磐10	白岩堀ノ内	15 住	表	保留	○				○	横	斜	2					

【凡例】 断：断面図の提示、堆：堆積土との関係、判：調査者の判断の有無、根：根拠の有無、写：写真の提示、
 倒：倒立、正：正位、斜：斜め、横：横倒し、破：破片、高：高杯、手：手捏ね土器

でもカマドに向かって左袖寄りから出土したものを‘左’、中央から出土したものを‘中’、右袖寄りから出土したものを‘右’、の欄に表示した。

「出土遺物の内訳」は、燃焼部内から出土した遺物の数量を示した。土師器甕・杯・甌・高杯、手捏ね土器以外については‘その他’の欄に名称と併せて示した。

3 報告事例の検討

ここでは、各分類の報告事例について、原文（※「」内が報告書の原文、「」内の（）は筆者が加筆したもの）を引用しながら見ていきたい。「設置」については、全ての事例に言及するが、「廃棄」や「保留」に関しては、紙数の都合から全てに言及することはできない。そのため、参考としたい報告事例や、報告書に提示されている内容から検証可能な事例について触れ、それ以外については必要に応じて言及することとする。また、その際に、出土状況に関する特徴や調査の際に注意しなければいけない点についてもその都度触ることにする。

なお、各報告書では竪穴住居跡について、○号住居跡と表記されているが、本稿では煩雑となるため、○住と略して使用する。各事例の引用文献は、○住の後ろの【】内に、表1に示した略号と巻数で明示する。また、今回作成した図版は、各報告書から転載し、一部加筆・改変したもので、縮尺は遺構が30分の1、土器の実測図は12分の1に統一した。

（1）「設置」の事例

1) 設置I類（図1）

「設置I類」は、いわき市タタラ山遺跡27住【常磐9】、同市大猿田遺跡4住【常磐11】の2例である。

いわき市タタラ山遺跡27住（図1-1）は、「構築方法として両袖の端部に直方体の粘土を立て、その上端に直方体粘土を掛け渡して焚口を作るもので、遺存状態は良好である。掘り込みは初めに燃焼部に堆積した土の除去から行ったが、掘り込み中にスサ入りの粘土が上層に薄く認められ、さらにカマド内に設置された土師器甕の肩部やカマド袖部にも貼り付くように堆積しているのが観察された。この状況からするとカマド燃焼部上面はスサ入り粘土で密封されていたと思われ、設置された甕も粘土で固定され取り出しできない構造であったことが理解される。～（中略）～、掛け渡した粘土（焚口天井）の下面是薄く酸化している。～（中略）～。カマドには2個体の甕が設置された状態で検出されている。」とある。天井部の一部が遺存していることから、土師器甕も設置されたままの状態であることがわかった貴重な事例である。断面図A-A'も土師器甕を固定した状況が示されている。また、調査時の様子が記載されているため、遺存状況を理解しやすい報告となっている。

大猿田遺跡4住（図1-2）は、「ℓ1は粘土塊が混入した層で、天井部崩落土の一部と考えられる。ℓ2上面からは土師器甕2個体が出土した。また、この内の南側の土師器甕の底部には、土製支脚の上部が突き刺さっている。」と報告されている。また、ℓ2・3は考察中において自然流入土と考えられている。^(註17) 断面図A-A''からは、天井部崩落土であるℓ1は土

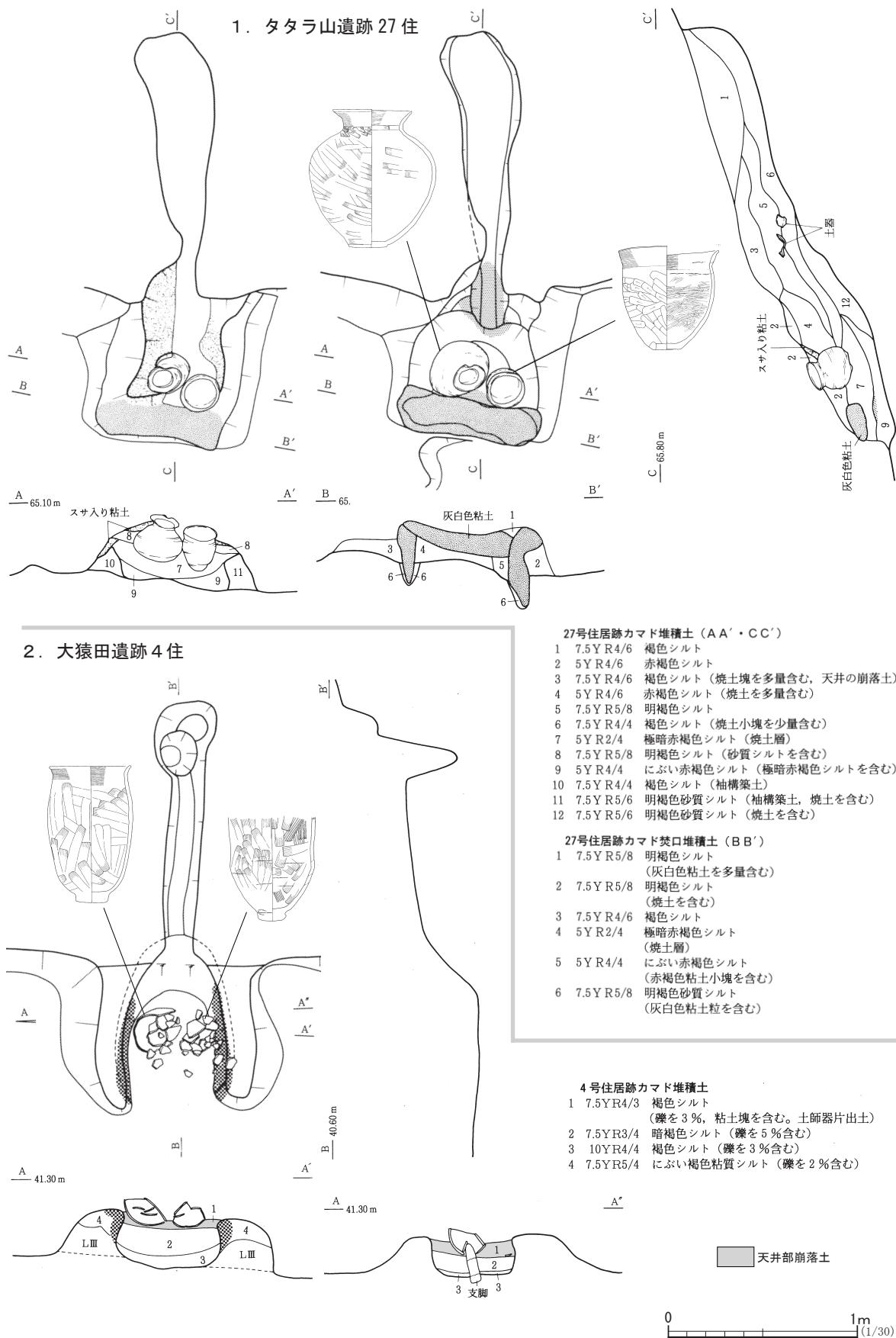


図1 「設置 I類」の事例

師器甕の周囲に存在し、天井部が崩落するのと土師器甕の底が抜けるのが同時とみられる。これらのことから、住居廃絶後、 $\ell 2 \cdot 3$ が堆積する一定期間を経た後に、天井部と土師器甕が一緒に崩落したと考えられる。すなわち、本例は土師器甕が掛け口に設置されたまま遺棄された事例と考えられる（註18）。また、調査時にカマドの横断面図を A-A'、A-A'' の 2 つ作成している点は見習いたい。土師器甕が横に 2 個並んだ状態と、支脚にのっている様子とが

記録されており、本稿のように客観的に検証する上でも重要な情報となる。調査の途中で支脚の存在に気付き、その段階で作成している断面図に支脚がかからない場合は、支脚のところを通してもう一度作成し直すか、本例のように 2 つ作成することが望ましい。

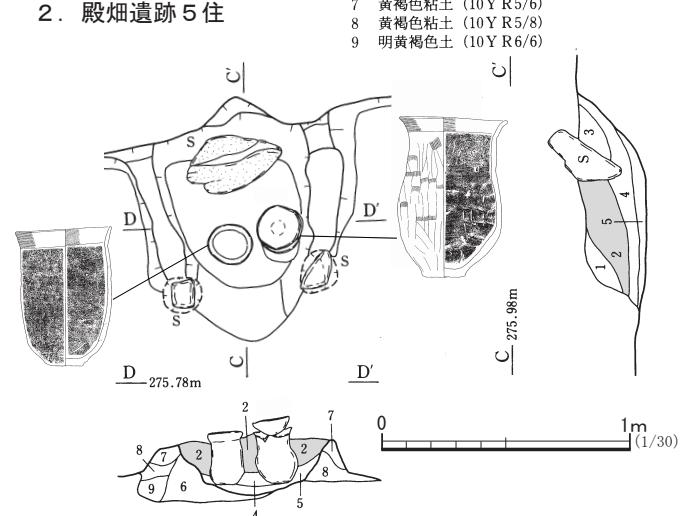
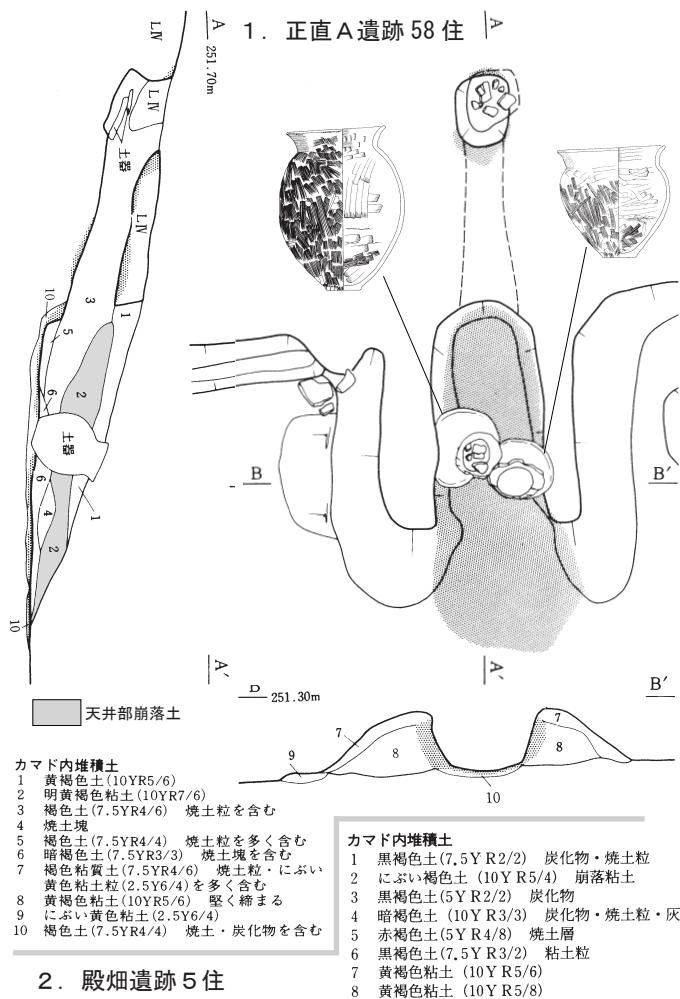


図2 「設置II類」の事例

2) 設置II類（図2）

「設置II類」は、郡山市正直A遺跡 58住【母畠34】、石川町殿畠遺跡 5住【母畠33】の2例である。

正直A遺跡 58住（図2-1）は「燃焼部からは甕2個体据え付けられた状態で検出され、底面および壁面は加熱により強く酸化している。」とある。カマド堆積土の記載はないが、土層注記から $\ell 2$ が地山のLIVに近似する明黄褐色粘土で、燃焼部に広く分布することから天井部崩落土と思われる。また、断面図A-A'から、 $\ell 2$ が土師器甕の胴部上半の周囲に認められるため、 $\ell 2$ と土師器甕の崩落は同時と考えられる。そして、煙道部からの流入土とみられる $\ell 3$ の堆積が燃焼部内にも認められる。 $\ell 3$ は住居内堆積土 $\ell 1$ と土質が近似し、住居内堆積土 $\ell 1$ は住居内全体に分厚く堆積する層で、「短い時間で流れ込み堆積したものであろう。」とされる。し

たがって、 $\ell 3$ は住居跡全体が埋没する段階に堆積した層と判断される。このことから、天井部（ $\ell 2$ ）は住居跡の廃絶後、 $\ell 3$ が堆積する一定期間を経た後に崩落したと考えられる。よって、燃焼部の土師器甕は設置されたまま遺棄されたものといえる。なお、断面図 A-A' で $\ell 3$ の堆積が土師器甕のところでとまっているように表現されているのが気になるが、土師器甕のあたりで $\ell 3$ の堆積が終わっていることと理解したい（註19）。

殿畠遺跡 5 住（図 2-2）は、「天井部（ $\ell 2$ ）は崩落によって既に存在しないが、天井部構築材に使用された板状の石が奥壁際から検出された。カマド内には、天井部の崩落後も使用されていた状況に近い形状で 2 個の土師器甕が検出されている。」と報告されている。堆積土の詳細は記載されていないが、土層注記に $\ell 2$ が崩落粘土とあり、断面図 D-D' で $\ell 2$ が土師器甕の胴部上半の周囲に認められることから、 $\ell 2$ と土師器甕の崩落は同時と考えられる。そして、断面図 C-C' の堆積状況から、 $\ell 4$ は煙道部からの流入土とみられる。この状況は、先に述べた正直 A 遺跡 58 住（図 2-1）と近似している。このことから、本例も設置されたまま遺棄された事例と判断される。なお、 $\ell 5$ は焼土層であるため、使用時に堆積した層や天井部の被熱した壁面が剥落したものと一緒に含んでいると思われる。

上記 2 例や「設置 I 類」の大猿田遺跡 4 住（図 1-2）のように、天井部崩落土と燃焼部底面との間に自然流入土が確認されれば、設置されたまま遺棄されたことがわかる。換言すれば、天井部崩落土と燃焼部底面との間の自然流入土は、設置されたまま遺棄されたかどうか判別するための鍵層ともいえる。なお、この鍵層が確認されない事例については、「(3) 「保留」の事例」で言及したい。

（2）「廃棄」の事例

1) 廃棄 I 類

「廃棄 I 類」は、カマドから出土することが一般的である土師器甕だけが出土した事例である。本稿においても主な検討の対象であるため、a ~ d 類ごとに見ていきたい。

① 廃棄 I a 類（図 3）

「廃棄 I a 類」は 3 例で、参考としたい事例は、檜葉町鍛冶屋遺跡 47 住【常磐 21】である。

鍛冶屋遺跡 47 住（図 3）は、「 $\ell 5 \sim 7$ に含まれる焼土は塊状である。 $\ell 7$ は粘土質の褐色土で、燃焼部奥壁周辺に堆積している。～（中略）～、 $\ell 5 \sim 7$ については堆積土の様相から人為堆積土と考えている。～（中略）～、燃焼部から出土した土師器甕は、 $\ell 4 \sim 5$ に埋められていた。これらの状況から $\ell 4$ も人為堆積と考えている。 $\ell 4 \sim 7$ がカマドを壊したことによる土とすれば、甕はこれに伴って人為的に据えられたものということになる。具体的な目的は不明であるが、カマド廃棄儀礼のひとつと積極的に評価しておきたい。」と報告され、考察でも「その土質と堆積状態から、 $\ell 5 \sim 7$ はカマドを壊した際に出た焼土混じりの土を、燃焼部内に埋め返したものと考えている。」と述べられている。燃焼部内の堆積土に関する詳細な観察と報告がされており、土師器甕が廃棄に際して置かれたことが理解できる内容となっている。ちなみに、玉川村栗木内遺跡 10 住【あぶ 14】は、鍛冶屋遺跡 47 住と同様、燃焼部内に土を若

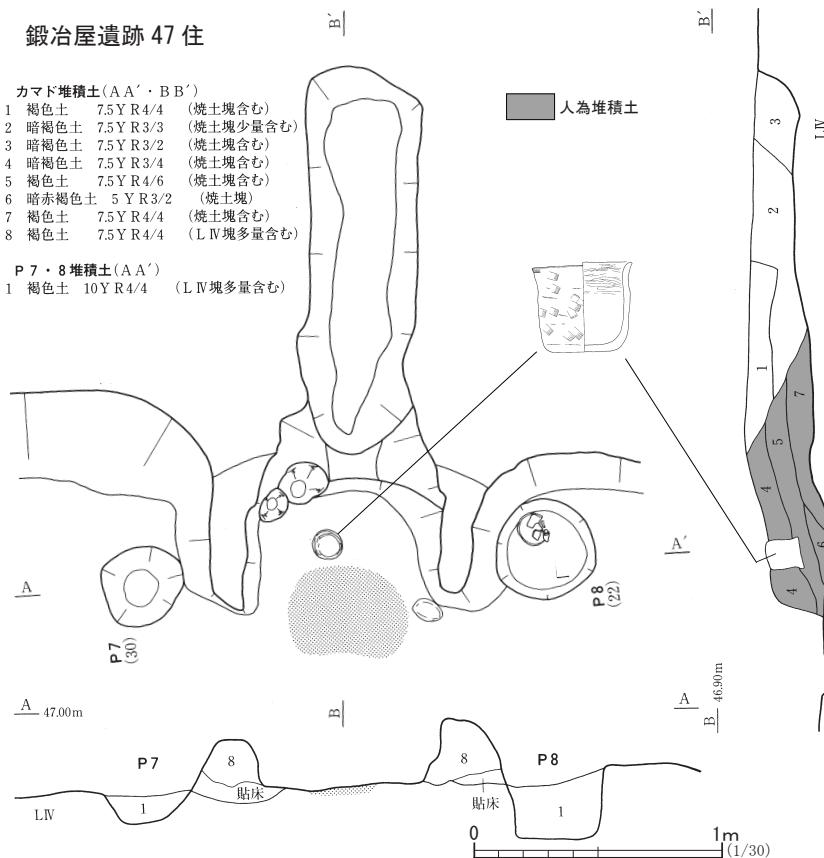


図3 「廃棄 I a類」の事例

②廃棄 I b類（図4・5）

「廃棄 I b類」は12例で、土師器甕の出土状態が斜めや横位でも、本来正位の状態であったとみられる事例も含めた。参考としたい事例は、本宮市山王川原遺跡19住【右岸1】である。

山王川原遺跡19住（図4-1）は、「ℓ3は、焼土塊や炭化物を多量に含むことから、天井崩落土と判断した。～（中略）～。また、ℓ2については、基本的にカマド崩壊後の堆積土と判断している。ℓ2内からは、甕が据え置かれた状態で3個（うち1点は入れ子状態）出土している。土層観察の結果、甕に伴う掘形などは確認されず、甕内部にも同様の土が堆積していた。このことから、ℓ2については天井崩壊後の儀礼行為に伴う埋土の可能性も考えておきたい。」と報告されている。燃焼部内に甕が正位で出土すると、設置されたまま遺棄されたものと考えがちだが、土層の観察から堆積要因を分析し、調査者としての判断と根拠が明瞭に示されている事例といえよう。なお、長胴甕の内部から入れ子状態で出土した小型甕については、同様のものがカマド正面に正位で置かれていたことから、「実用品ではなくカマド儀礼に伴う土器」と報告されている。

本例のように、カマドの天井部を破壊した後、その崩落土上に遺物を据えなおす事例は、石川町殿畑遺跡4住【母畑33】（図4-2）、玉川村高原遺跡7・9住【あぶ11】（※7住：図4-4）、いわき市タタラ山遺跡9住【常磐9】、本宮市山王川原遺跡32住【右岸1】、同市北ノ脇遺跡6住【右岸2】がある^(註20)。この中で、山王川原遺跡32住と北ノ脇遺跡6住では、甕の下半部～底部が天井部崩落土中から検出されていることが断面図に示されている。ただし、

干埋めてから下半部のみの土師器甕を伏せている。南相馬市広谷地遺跡3住【常磐52】は、底面に上半部のみの土師器甕を伏せている。

なお、「廃棄 I a?類」とした本宮市高木遺跡56住【右岸2】と楓葉町鍛冶屋遺跡32住【常磐21】の2例は、明確な記述がなく判然としないが、出土した位置・遺物の大きさからすれば、支脚に転用されたものである可能性も残されている。

明確な掘形は確認されていない。

山王川原 19 住で言及された掘形に関して、その可能性がある土層が確認されたのは石川町殿畠遺跡 4 住【母畠 33】(図 4-2) である。カマドの堆積土については触れられていないが、 $\ell 2$ は褐色粘土層で下部に焼土塊が認められことが土層注記からうかがえる。このことから、 $\ell 2$ は天井部崩落土と推測される。 $\ell 3$ の堆積要因は不明であるが、 $\ell 4$ は土器の周囲に認められる層で、土器を置くための掘形埋土とみられる。

なお、掘形に関しては、土師器甕が正位の状態になればいいという程度のものであれば、な

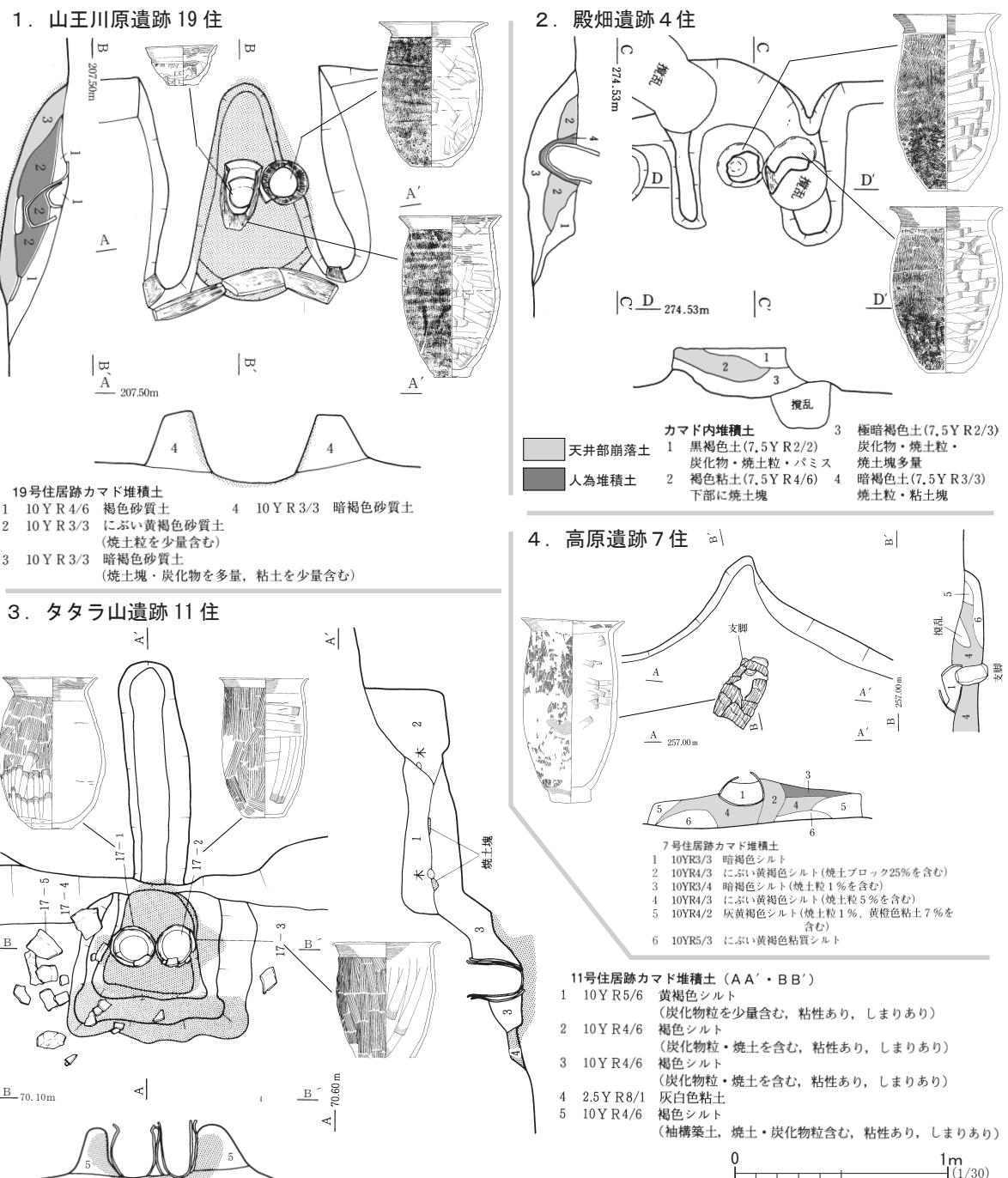


図 4 「廃棄 I b 類」の事例 (1)

なかなか明瞭には観察されないのが実状だろう。しかし、「廃棄 I b 類」とみられる事例の調査では、土師器甕を据え直すという行為を検証するため、掘形があるのかどうかという問題意識を持って調査に臨む姿勢が必要と思われる。

タタラ山遺跡 11 住（図 4-3）は、「カマド内から土師器甕 3 点が正立した状態で出土しているが、特に南側から出土した土師器甕は図 17-2 が図 17-3 の中に入った状態で出土した。」と報告されている。これ以外に出土状況や堆積土等に関する記述はないが、甕が入れ子状態で据えられていること、また入れ子状態の 2 個の甕のうち、外側の甕（引用文の図 17-3）の底部が欠損していること等から、使用時の状況とはいはず、廃棄にあたって据え直されたものと判断される。垂直に据えられているため、一見すると設置されたままのようにもみえるものも「廃棄」である可能性があることを考えさせる事例といえる。仮にこの事例が、土師器甕が完形で入れ子になっていない場合、堆積土の状況が把握できなければ「設置」か「廃棄」か判断がつかず、「保留」とせざるを得ない。

なお、矢吹町白山 A 遺跡 11 住【あぶ 3】（図 5）は、土師器甕が支脚上に置かれている状況で検出されたため、「設置 I 類」かとも思えるが、燃焼部内の堆積土には煙道部からの流入土とみられる①のみで、天井部崩落土と考えられる土層がない。報告では、カマド右袖の外側の床面に認められる焼土がカマド天井部の崩落土であるとされる。このことから、天井部を取り去っていることがわかる。掛け口に設置していた甕は、天井部を取り去る際には一旦外すのが自然であろう。したがって、この甕は廃棄にあたって据え直したものと推測される。ただ、

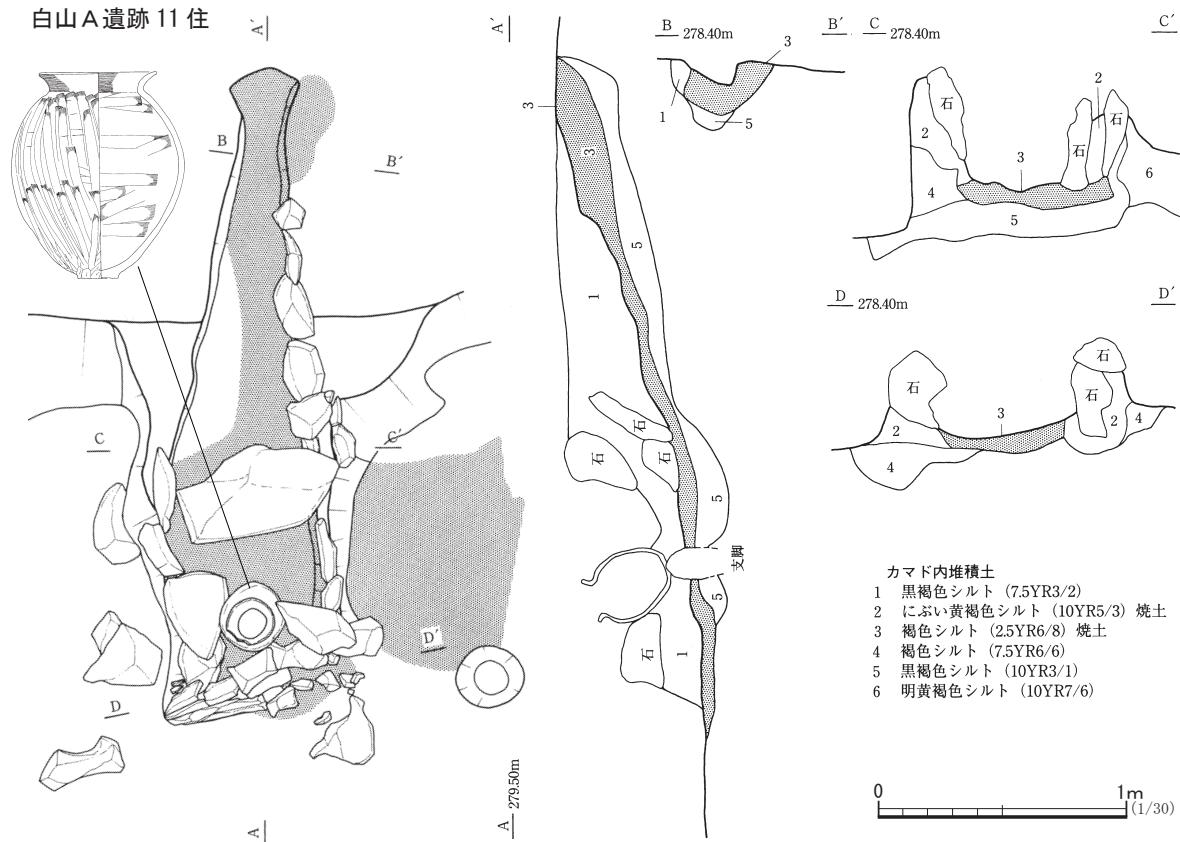


図 5 「廃棄 I b 類」の事例（2）

天井部を壊す際に、焚口付近の石組は壊れないようにしたのか、一旦はずしてもう一度掛けなおしたのかは判断がつかない。本例は、支脚の上に載っているからといって掛け口に設置されたままの状態とは限らない事例といえる。

また、玉川村高原遺跡7住【あぶ11】(図4-4)も、カマド廃棄後に支脚の上に据え直した事例とみられる。報告には、「 $\ell 2 \sim 4$ はブロック状の堆積を呈することから人為堆積と考えている。 \sim (中略) \sim 。 $\ell 2 \cdot 4$ はカマド天井部の崩落に伴う堆積土で、 \sim (中略) \sim 。この土器は支脚の上に倒れた状態で出土しているが、本来は立て置かれたものと考えている。」と記載されている。断面図B-B'からは、報告の通り天井部崩落土に囲まれた中で若干顔をのぞかせていた支脚の上にわざわざ置いたと推測される。

なお、いわき市タタラ山遺跡9住【常磐9】、天栄村山崎遺跡5住【矢吹5】では、土師器甕が燃焼部から2個横に並んで出土しているが、いずれの事例も片方の甕の底部が欠損している。このため、設置されたまま遺棄された状態とは考え難い。よって、本類に含めた(註21)。

「廃棄I b類」の事例からは、その多くが天井部崩落土の上に土師器甕を機能時の状況のように据え置いていることがわかる。したがって、カマド内から正位の状態で土師器甕が出土したからといって、設置されたまま遺棄されたと即断することはできない。燃焼部内の堆積土を観察し、天井部崩落土との関係を把握することが必要である。また、燃焼部内に明瞭な天井部崩落土がなければ、その時点で「廃棄」の可能性も考慮に入れて調査に臨むべきであろう。

③廃棄I c類 (図6)

「廃棄I c類」は14例で、参考としたい事例は、玉川村高原遺跡11住【あぶ11】、南相馬市割田B遺跡1住【原町10】の2例である。

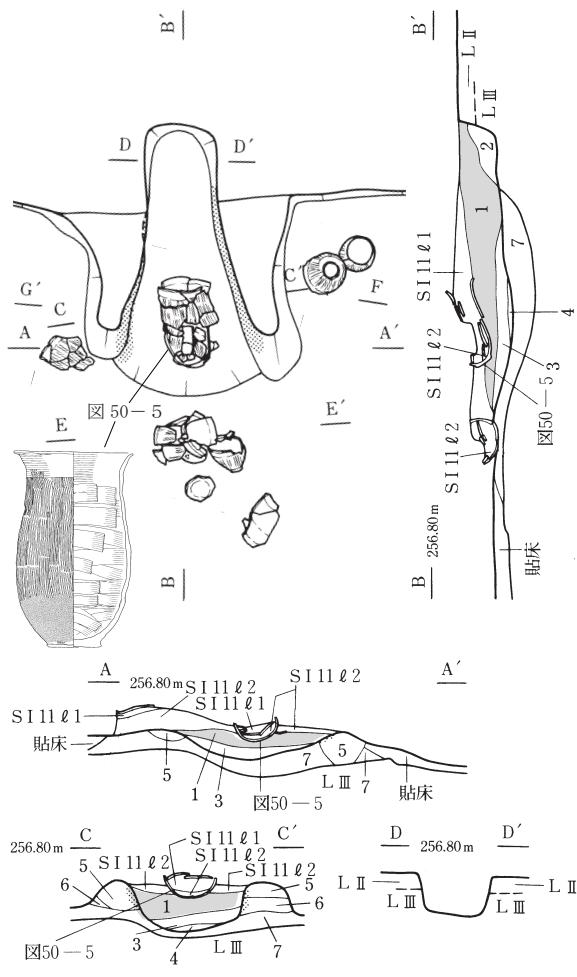
高原遺跡11住(図6-1)は、筆者が調査・報告した事例で、原文は以下の通りである。「 $\ell 1$ は天井部の崩落土であると考えている。 \sim (中略) \sim 。層中には焼土ブロックが多く混在しているが、 \sim (中略) \sim 。 $\ell 2$ は煙出し部に確認された層で壁の崩落土。 $\ell 3$ は焼土や炭化物のブロックを多量に含む層で、カマド使用時の堆積土と考えている。 $\ell 3$ は $\ell 1$ の煙道部付近に認められる灰褐色シルトのブロックを若干含むことから、天井部崩落土の一部を含んでいると思われる。 $\ell 4$ は焼土層である。 \sim (中略) \sim 、カマド堆積土の $\ell 1$ が単純に(人為ではなく自然による)天井部の崩落によるとすれば、図50-5の底部は天井部崩落土の $\ell 1$ を途中で分断したり、カマド使用時の堆積土である $\ell 3$ に接しているのが自然である。しかし、図50-5はカマド $\ell 1$ 上面に密着し、横に寝かせて置いたような状況を呈している。以上のことから、カマド $\ell 1$ の崩落は人為的な破碎によるものであると判断した。換言すれば、図50-5はカマド破碎後に置かれたものといえる。」

本例では遺物の出土状況と天井部崩落土の堆積状況を照合した時に、自然に崩落したと想定してこの状況があり得るのかどうかという点に言及していることに着目していただきたい。このような記載をすることにより、調査者の考えていることが他の人にも伝わり、検証する上で役立つと考えている。

割田B遺跡1住(図6-3)は、「焼成室内には図4-1の甕が横倒しの状態で出土した。

カマド燃焼部における遺物出土状況の検討

1. 高原遺跡 11住

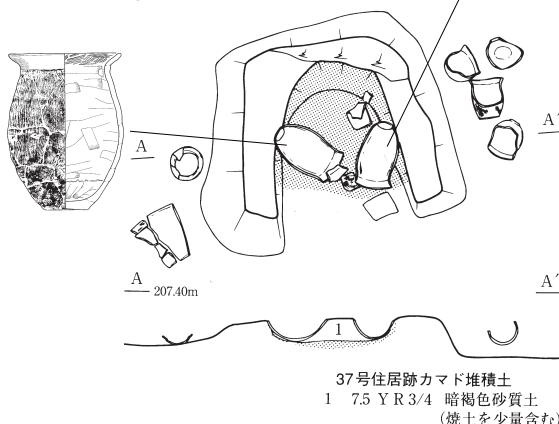


11住居跡カマド堆積土

- 1 7.5YR3/3 暗褐色シルト (焼土ブロック径0.5~3 cmを15%、炭化物径0.5~2 cm 3%、灰褐色シルトブロック径0.5~3 cm 1%を含む)
- 2 7.5YR2/3 極暗褐色シルト
- 3 5YR3/4 暗赤褐色シルト (焼土ブロック径0.5~2 cmを25%、炭化物径0.5~3 cmを7%、灰褐色シルトブロック0.5~1 cmを2%を含む)
- 4 5YR3/4 暗赤褐色シルト
- 5 10YR3/3 暗褐色シルト (黒褐色シルトブロック径0.5 cm前後10%を含む)
- 6 10YR2/3 黑褐色シルト (暗褐色シルトブロック径0.5~1 cm30%を含む)
- 7 10YR2/2 黑褐色シルト (暗褐色シルトブロック径0.5~2 cm10%、炭化物ブロック径0.5 cm前後10%を含む)

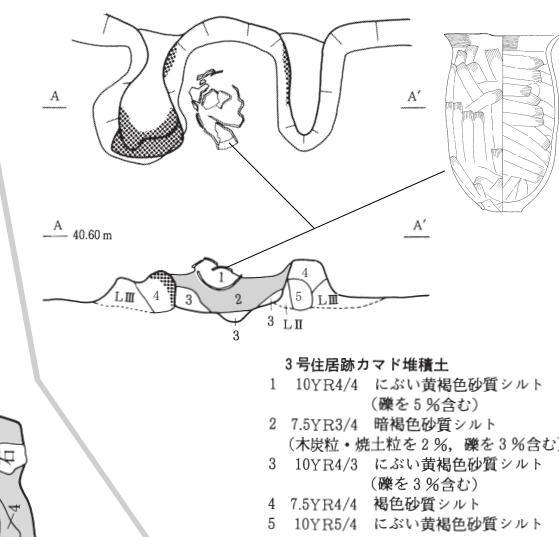


2. 山王川原遺跡 37住



- 37号住居跡カマド堆積土
1 7.5 Y R 3/4 暗褐色砂質土
(焼土を少量含む)

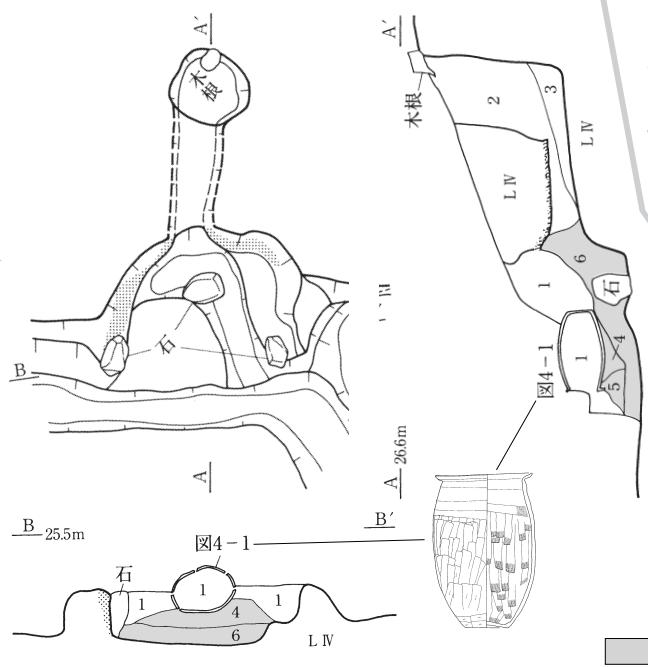
4. 大猿田遺跡 3住



3号住居跡カマド堆積土

- 1 10YR4/4 にぶい黄褐色砂質シルト
(礫を5%含む)
- 2 7.5YR3/4 暗褐色砂質シルト
(木炭・焼土粒を2%，礫を3%含む)
- 3 10YR4/3 にぶい黄褐色砂質シルト
(礫を3%含む)
- 4 7.5YR4/4 褐色砂質シルト
- 5 10YR5/4 にぶい黄褐色砂質シルト

3. 割田B遺跡 1住



1 a号住居跡カマド堆積土

- 1 にぶい黄色土 2.5Y6/4 (L IV塊・白色粘土粒・炭化物少量、焼土塊多量)
- 2 黄褐色土 2.5Y5/3 (炭化物微量、L IV塊多量)
- 3 黑褐色土 2.5Y3/2 (L IV塊少量、炭化物多量)
- 4 にぶい橙色土 7.5Y R7/4 (炭化物微量、白色粘土粒・白色粘土塊・焼土粒多量)
- 5 黄褐色土 2.5Y5/4 (L IV塊・焼土塊・炭化物少量)
- 6 暗灰黄色土 2.5Y4/2 (L IV粒・L IV塊・焼土塊・炭化物多量)

天井部崩落土

0 1m (1/30)

図6 「廃棄 I c類」の事例

カマド内堆積土は6層に分かれた。 $\ell 1 \sim 3$ は堆積状況から流入土の自然堆積と判断した。 $\ell 4 \sim 6$ はLIV塊・白色粘土・焼土・炭化物を含んでいることから、カマドの天井および壁体を壊した残骸と考えられる。図4-1の甕はこれら $\ell 4 \sim 6$ の直上から出土していることから、カマドを破壊した後に置かれたものと考えられる。」と報告されている。燃焼部内の堆積土を土質や堆積状況から自然と人為に識別し、土器の出土要因にも触れている簡潔明瞭な報告である。

これらの事例のように、カマド天井部を破壊した際の崩落土上に土師器甕を横倒しに置いていると考えられる事例は、郡山市弥明遺跡10a住【母畑32】、天栄村山崎遺跡41住【矢吹10】、いわき市大猿田遺跡3住【常磐6】(図6-4)、玉川村江平遺跡6住【あぶ12】、燃焼部底面に直接置いている事例は、本宮市山王川原遺跡37住【右岸1】(図6-2)、がある。

また、檜葉町小山B遺跡2住【常磐30】は、天井部崩落土ではなく、別な土を敷いた上に土師器甕を横倒しに置いている。

④廃棄I d類(図7)

「廃棄I d類」は6例で、参考としたい事例は、檜葉町鍛冶屋遺跡60住【常磐21】である。

鍛冶屋遺跡60住(図7)は、「カマド両袖は遺存していない。カマド内堆積土は、大きく3層に分層される。 $\ell 1$ は住居内堆積土 $\ell 2$ に相当し、 $\ell 3$ には多量の焼土粒と木炭粒が混入していた。～(中略)～。焼成室ほぼ中央の底面からは、土師器甕が検出された。同一個体の土師器甕を縦位方向に分割し、内面を上向きに両開した状態で遺棄された。カマドの堆積土状況や出土土器の状態から、カマド袖の破壊行為と土器の設置の在り方は、カマド廃絶時の状態をそのまま示しているものと判断している。」と報告され、考察中では、「カマド内の堆積土はいずれも自然堆積を呈し、主に煙道側からの緩やかな流入と思われる。土圧で割れたものと考えるには、破片の出土状態にあまりにも乱れがなく、破片はカマド廃棄直後に置かれ、ほぼ原位置を保っているものと思われる。」と述べられている。遺物の出土状況や堆積土に関する調査者の入念な観察と判断が記されており、客観的にも妥当と思われる報告といえる。

本例のように燃焼部底面に置いていると考えられる事例は、南相馬市船沢A遺跡7住【原町2】、本宮市高木遺跡23住【右岸2】。天井部崩落土の上に置いたと考えられる事例は、玉川村江平遺跡44住【あぶ12】、天井部崩落土中から出土していると考えられる事例は、本宮市山王川原遺跡16住【右岸1】である。

2) 廃棄II類(図8)

「廃棄II類」は15例で、a類、a'類、b類、a・b類が認められた^(註22)が、この中で参

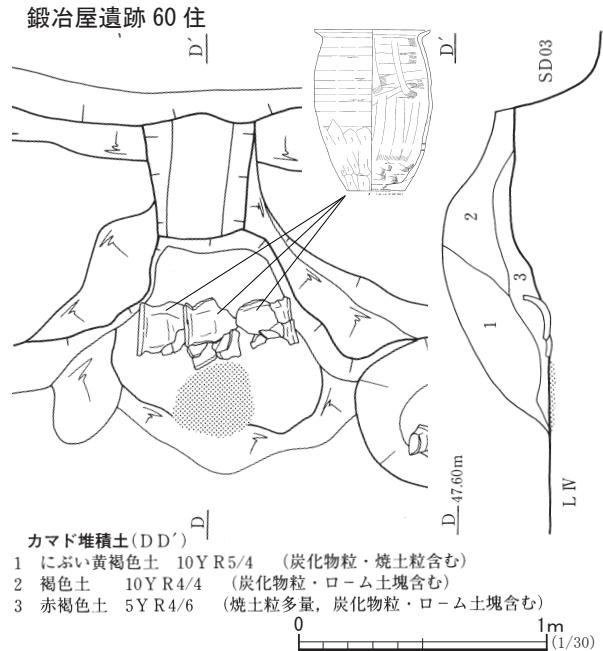


図7 「廃棄I d類」の事例

考したい事例は、廃棄II a・b類とした玉川村堂平F遺跡6住【あぶ13】である。

堂平F遺跡6住(図8)は、「ℓ1～5は本住居跡が廃絶し、そのくぼみに斜面の上位側から自然に流入した堆積土である。～(中略)～。ℓ6～11はカマドの内部にのみ観察される土である。これらのカマドの土層は、床面を薄く覆うℓ5の下層に認められる。ℓ6は暗赤褐色土で、焼土粒を多量に含んでいる。ℓ7～10は煙道内に堆積する土層で、斜面上位から自然に流入する堆積状況を示す。ℓ11は焼土粒を多量に含む黒褐色土で、故意にカマドの天井部を壊して平らにならした土層である。また土師器杯がこの土層の上に並べて2個置かれていた。」と報告されている。

本例のように、カマド天井部を破壊した際の崩落土上に置いていると考えられる事例は、「廃棄II a類」では郡山市正直C遺跡X地点19住【母畑34】、同市正直C遺跡V地点20住【母畑34】である。また、本宮市北ノ脇遺跡16住【右岸2】、郡山市正直A遺跡22住【母畑34】は、天井部崩落土かどうかは明確ではないが、焼土や炭化物を含む層の上から出土している。相馬市猪倉B遺跡270住【相馬4】は、人為堆積土中から出土している(註23)。一方、燃焼部底面

に直接置いている事例は、下郷村南倉沢遺跡1住【南倉1】、相馬市猪倉B遺跡58住【相馬4】、郡山市正直A遺跡82住【母畑34】がある。なお、猪倉B遺跡58住は、杯が天井部崩落土と判断されている土層(ℓ7)に覆われている状態であるため、杯を置いた後に天井部を壊していると推測される事例である。

「廃棄II b類」では、天井部崩落土かどうかはわからないが、南相馬市割田C遺跡10住【原町10】、本宮市高木遺跡90住【右岸2】は、人為堆積土の上から出土しており、本宮市北ノ脇遺跡17住【右岸2】も底面ではなく、約10cm堆積する層の上から出土している。

以上から、「廃棄II類」は、底面から出土する事例よりも、天井部崩落土などの堆積土上に置かれている事例が多いことがわかる。そのため、調査に際しては、堂平F遺跡6住(図8)の事例のように、土師器杯直下

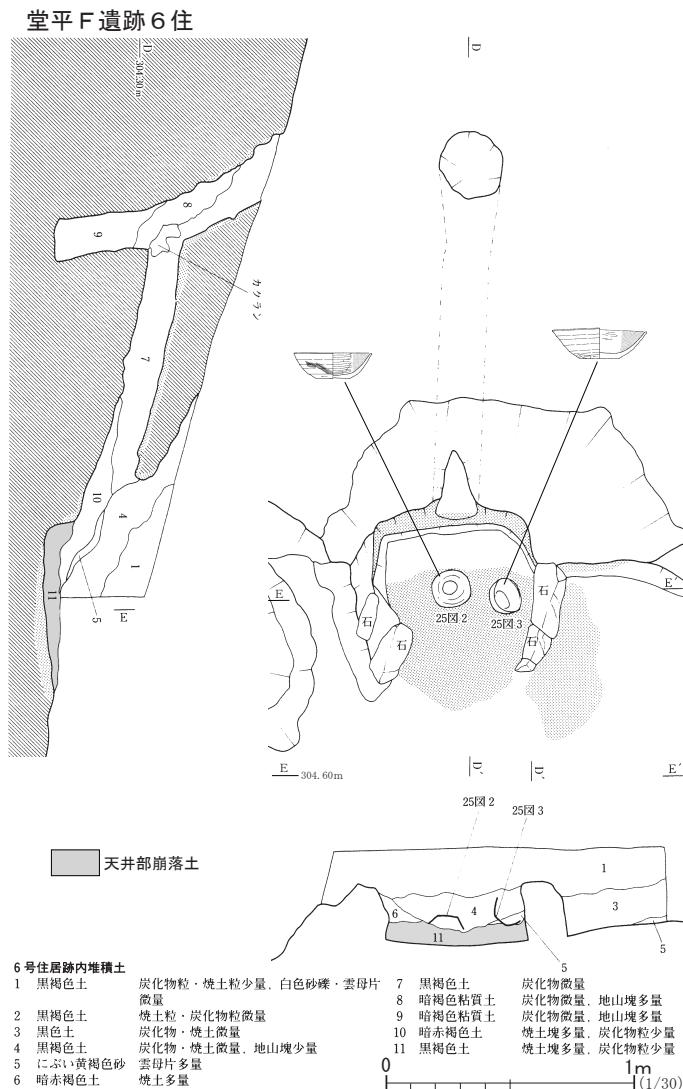


図8 「廃棄II類」の事例

の土層の堆積要因を検討する必要がある。

「廃棄II a' 類」は檜葉町鍛冶屋遺跡 102 住【常磐 24】、檜葉町馬場前遺跡 82 住【常磐 34】、矢吹町白山 A 遺跡 10 a 住【あぶ 3】の 3 例認められ、いずれもカマド祭祀と報告されている。ただ、このうち、鍛冶屋遺跡 102 住の杯は、口縁部の一部が二次的被熱により黒色処理が失われている。そのため、支脚の高さ調整のため上に載せた状態である可能性も残されている。

なお、「廃棄II 類」は、カマド使用時には存在しないことが一般的と考えられる杯のみが置かれているものである。したがって、杯が出土したら、まず確認しなければならないのは、多くの事例で報告されているように、二次的な被熱の痕跡があるかどうかである。これが、カマド機能時に燃焼部内にあったのか、本類のように廃棄に際して入れられたのかを判別する材料とされている。

3) 廃棄III 類

「廃棄III 類」は 5 例と少数であり、土師器甕・杯が出土しない場合に、他の器種が単独で出土することが少ないとすることがわかる。なお、特筆すべき報告事例はないため割愛する。また、遺物と堆積土との関係は、本宮市高木遺跡 26 住【右岸 2】が燃焼部底面からの出土とされる以外は、把握できない。

4) 廃棄IV 類（図 9・10）

「廃棄IV 類」は 23 例である。複数器種が出土したものだが、やはり土師器甕・杯が多い。その出土状況により様々な事例が認められる。参考としたい事例は、「廃棄IV b 類」の本宮市山王川原遺跡 17 住【右岸 1】、「廃棄IV b・c 類」の同市高木遺跡 84 住【右岸 2】の 2 例である。

山王川原遺跡 17 住（図 9-1）は、「遺存状況は悪く、北側の袖と燃焼部のみを検出した。～（中略）～。ℓ1 は流入土、ℓ2 は焼土粒を多量に含むことから天井崩落土に起因するものと考えている。また、ℓ2 の上面で杯と甕が出土している。～（中略）～。（この杯・甕は、）カマド堆積土の観察や出土状況から判断して、カマド崩壊後に置かれたものと考えている。～（中略）～。また、燃焼部中央の底面付近では、土製の支脚が倒れた状態で出土した。～（中略）～。カマド廃棄後の儀礼行為に伴う遺物としてとらえておきたい。」と報告されている。

高木遺跡 84 住（図 9-2）は、「炭化物と焼土塊を多量に含む ℓ3 は天井崩落土、ℓ1・2 については、カマド天井崩落後の流入土と判断した。また、ℓ3（天井部崩落土）上面で土師器杯が重なって、土師器甕がほぼ完形のまま横倒しの状態で出土している。これらの杯、甕については、構築材やカマド据付の甕の可能性も考えられるが、出土状況やカマド内堆積土などから、カマド崩壊後に意識的に置かれたものと判断した。」と報告されている。

上記 2 例は、いずれも天井部崩落土の上に土器が置かれていることが、図面と文章から理解できる内容となっている。これらの事例のように、カマド天井部を破壊した際の崩落土上に遺物を置いていると考えられるものは、郡山市正直 A 遺跡 54 住【母畑 34】、いわき市大猿田遺跡 6 住【常磐 6】、である。天井部崩落土中から出土していると考えられる事例は、田村市

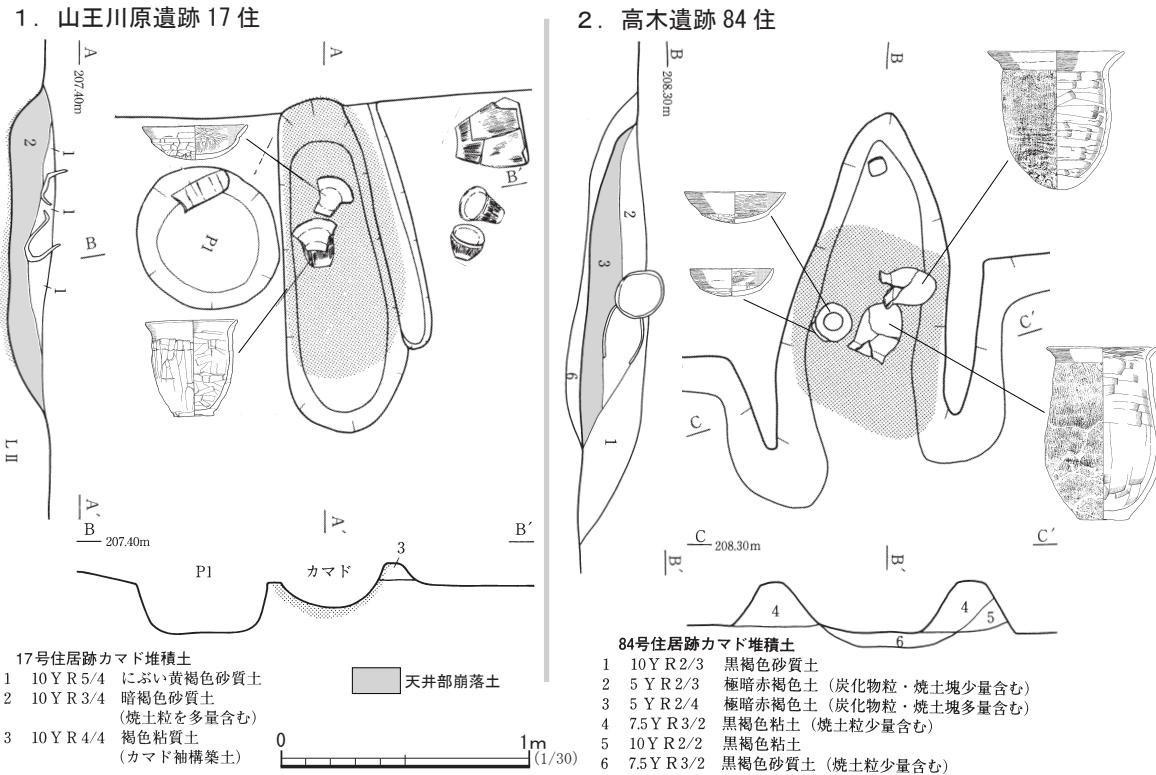


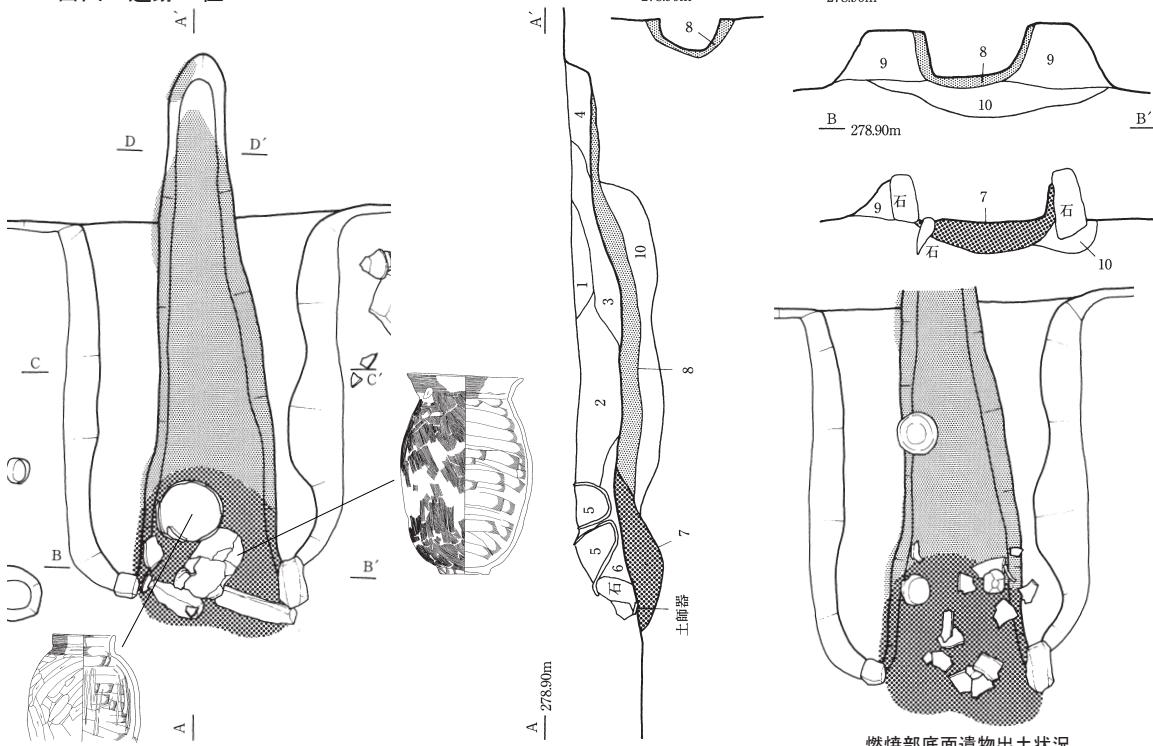
図9 「廃棄IV類」の事例

仲ノ繩B遺跡1住【横断19】、本宮市山王川原遺跡2住【右岸1】、同市高木遺跡31住【右岸2】の3例。人為堆積土中からの出土と考えられている事例は、檜葉町鍛冶屋遺跡40住【常磐21】。燃焼部底面に直接置いている事例は、白河市谷地前C遺跡32住【母畑5】、須賀川市沼平東遺跡7住【母畑7】、郡山市正直A遺跡92住【母畑34】、矢吹町白山A遺跡4住【あぶ3】(図10-1)、本宮市北ノ脇遺跡7住【右岸2】の5例がある。また、郡山市正直A遺跡49住【母畑34】、同市田向A遺跡3住【母畑29】、本宮市北ノ脇遺跡24住【右岸2】は、堆積要因は不明だが、それぞれ10~15cm堆積する層の上から出土している。

以上から、底面に直接置いている事例も少なくないが、他の分類と同様、天井部崩落土との関係で捉えられる事例が多いことがわかる。

なお、「廃棄IV b・d類」とした矢吹町白山A遺跡4住(図10-1)は、「燃焼部には土師器の甕が2個体据えられている。また、燃焼部の天井を取り去ったところ、完形の杯を含む土師器(杯3点、甕底部1点)が出土している。熱変を受けていないところから、カマド廃絶時に意図的に燃焼部内に挿入されたものと思われる。」と報告されている。据えられたように出土した2個の土師器甕については、設置されたまま遺棄されたのか、廃棄に伴うものなのかの記述がない。しかし、正位に据えられた甕は下半部が遺存しない資料であることから、廃棄とみられる。したがって、廃絶の過程は、「燃焼部内に杯を入れる・甕を取り外す→天井部を壊す→甕を据え直す」、の順に行われたと考えられる。また、白山A遺跡3住、同遺跡12住(図10-2)は、燃焼部に据えられたほぼ完形の土師器甕と天井部崩落土との関係が不明瞭であるため「保留」に分類したが、本例と同様、燃焼部の天井を取り去った底面に杯等^(註24)の土

1. 白山A遺跡4住

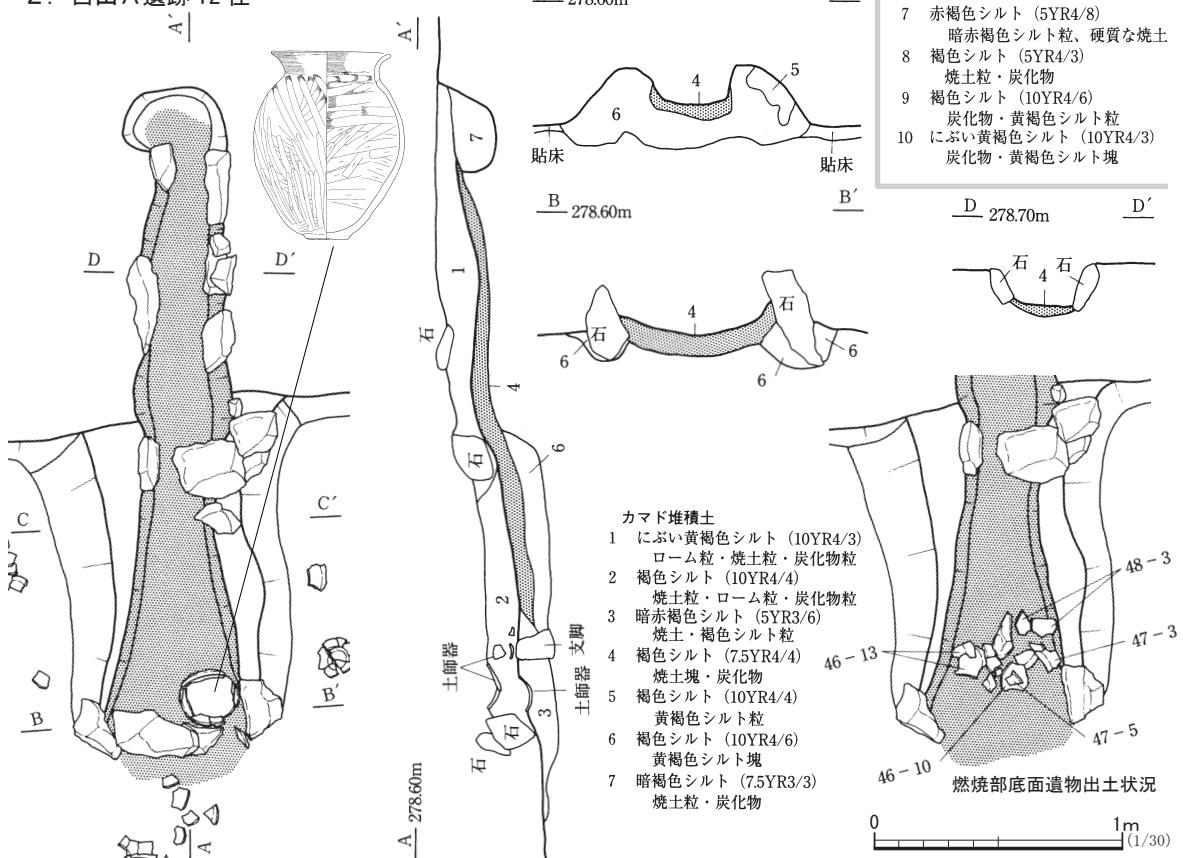


燃焼部底面遺物出土状況

カマド内堆積土

- 1 暗赤褐色シルト (5YR3/4) 焼土粒・黄褐色シルト粒
2 褐色シルト (7.5YR4/4) 炭化物・黄褐色シルト塊
3 暗赤褐色シルト (5YR3/2) 炭化物・焼土粒
4 褐色シルト (7.5YR4/3) 炭化物・焼土粒・暗赤褐色シルト

2. 白山A遺跡12住



燃焼部底面遺物出土状況

46-10 47-3 48-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

46-10 47-3

46-13 47-5

器が出土している。白山A遺跡4住と同じような遺物の出土状況を示すため、同遺跡3・12住に関しても廃棄の可能性があると考えている。さらに、これら3軒の住居跡はいずれも「廃絶時に火災にあった焼失家屋」と報告されている。したがって、集落内で同じような観念に基づいて廃絶を行っていると考えられ、興味深い事例といえる。

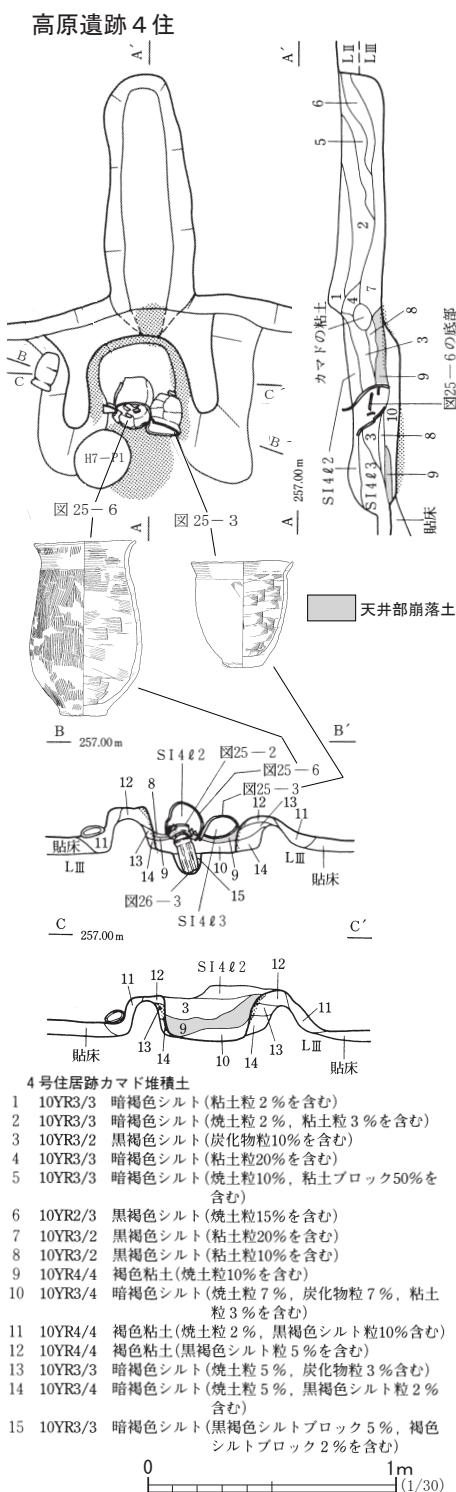


図 11 「保留」の事例

(3) 「保留」の事例 (図 11)

「設置 I・II類」の事例、「廃棄 I b類」の事例から、燃焼部に土師器甕が設置されたまま遺棄されたかどうかを考えるためには、燃焼部の堆積土、特に天井部崩落土の検討が重要であることがわかる。しかし、住居跡が後世の削平により遺存が悪い場合は、必然的にカマド燃焼部の堆積土も十分な観察ができない状態となる。また、遺跡の立地する箇所が砂質土の場合、天井部構築土が不明瞭で判断に苦慮することがしばしばある。このような理由も含めて、「設置」か「廃棄」なのかを考える上で、情報が十分でないとみられる事例を「保留」とした (註25)。

ただ、「保留」とした中にも、断面図の提示の仕方や記述内容等に関して参考とすべき報告事例もある。ここでは、今回の主たる検討内容である土師器甕の出土状況に関する問題提起として、筆者も調査・報告に携わった玉川村高原遺跡4住【あぶ 11】を取り上げることとする。

高原遺跡4住 (図 11) は、「カマド内の堆積土は15層に分層した。 $\ell 1 \cdot 2 \cdot 4 \sim 7$ は煙道部に認められる層である。煙道部の天井部が崩落した層は判然としないが、 $\ell 5$ には粘土ブロックが大量に含まれており、天井部崩落に関連する堆積土かもしれない。 $\ell 9$ は天井部崩落粘土である。 $\ell 10$ と接する面では1~2cmの厚さで赤く焼けており、天井部の被熱した部分が明確に捉えることができる。ところで、 $\ell 9$ は図 25-6 によって途切れている。また、図 25-6 の底部は図 25-2 の底部の上にのっている (註26)。換言すれば支脚の上にのったままの状態であり、図 25-6 の底部は支脚の上にのせてあったものが潰れて底が抜けた状況を示している。以上のことから、図 25-6 はカマドに設置され

ていた土器とみることができる。 $\ell 3 \cdot 8$ は図25-6が倒れる前に堆積した層で、これらの層のため図25-6は横倒しにはなっておらず、中には住居内堆積土の $\ell 2$ (=S I 4 $\ell 2$)が堆積している。一方、図25-3は中に $\ell 3$ (=S I 4 $\ell 3$)が流入しているため、倒れたのは図25-6よりも前の段階だったと判断される。 $\ell 10$ は層中に図25-6が及ばないため、図25-6が潰れる前の堆積土と考えられる。したがって、焼土・炭化物の混入が少ないが、カマド使用時の堆積土とした。」と報告した。

支脚とその上に据えられた土師器甕との関係がわかるように断面図を作成し、堆積土の詳細な観察を行い、その結果、カマドに設置されたまま遺棄された事例と考えた。しかし、今回の検討で、天井部崩落土とカマド機能時の堆積土との間に自然流入土がないため、天井部を意図的に壊した可能性が残されていることに気付いた。また、「図25-3」とした支脚にのっていない方の土師器甕と天井部崩落土との関係が不明瞭であることにも気付いた。断面図B-B'だけでは、 $\ell 9$ の天井部崩落土の上に後からのせられた状況ともみられる。調査時において、「図25-3」と天井部崩落土との関係についての観察が不十分だったのである。このことから、本稿では「保留」とした。

高原遺跡4住と同様に、天井部崩落土と燃焼部底面やカマド使用時の堆積土との間に自然流入土が認められないため「保留」とした事例は、玉川村高原遺跡24住【あぶ11】、同村栗木内遺跡21住【あぶ14】、本宮市山王川原遺跡13住【右岸1】が挙げられる。

これらの事例は、天井部の崩落が住居機能停止後、比較的早い段階で崩落したことは間違いないが、廃絶段階に意図的に崩落させた状態であるという可能性が捨てきれない。よって、このような事例は分類上「保留」とせざるを得ない。確たる根拠がある事例のみ「設置」に分類すべきであろう。

また、支脚の上に載せられたままとか、そこから滑り落ちたような状況を示す例は、上の高原遺跡4住、同遺跡16・24住【あぶ11】、白河市北大久保B・C遺跡1住【矢吹1】、泉崎村滝原前山C遺跡4住【矢吹4】、天栄村山崎遺跡23住【矢吹5】、いわき市タタラ山遺跡1・14住【常磐9】、矢吹町白山A遺跡12住【あぶ3】、同町白山C遺跡20住【あぶ3】、玉川村栗木内遺跡12・21住【あぶ14】、本宮市高木遺跡16・43住【右岸2】、矢吹町三峰森遺跡1住【東北調】、の15例と多く認められる。しかし、「廃棄I b類」で検討したように、支脚の上に置かれていたとみられる事例でも、廃棄にあたって据え直したものと判断される事例があるため、根拠が明確でなければ、やはり「設置」であると即断できない。

4 考 察

(1) 遺物出土状況の調査・報告について

ここでは、前章での検討内容を踏まえ、発掘調査・報告で必要な視点について言及したい。

1) 出土要因の検証

カマドの燃焼部から出土した遺物がどのような要因で出土したのかを判断するためには、遺物の出土状態と併せて燃焼部内の土層の確認が非常に重要となる。具体的には、「天井部を構

成する土層’ないしは‘天井部を構成していた土層＝天井部崩落土’との関係の把握が必要不可欠である。

燃焼部から出土する土師器甕が、カマドの掛け口に「設置」されたまま遺棄されたものと認定するためには、①土師器甕が天井部に固定された状態で検出されること（図1－1参照）、②土師器甕の周囲に天井部崩落土が認められ、かつ、天井部崩落土と燃焼部底面との間に自然流入土があること（図1－2、図2－1・2参照）、のいずれかの状態が確認される必要がある。このような状況が認められなければ、土師器甕が正位に横に並んだ状態で検出されても（図4－2参照）、支脚の上に設置されたような状態で検出されても（図5参照）、「廃棄」の可能性も考慮に入れて調査に臨むべきである。なお、今回取り上げた事例では「設置」の認定方法は上記2点が考えられたが、今後も様々な状況を想定し、これ以外の検証方法を探っていきたい。

掛け口に「設置」されたままと認定されない事例に関しては、天井部構築材や支脚に転用されたもの、支脚の高さ調整に用いられたものなどを除けば、その多くが「廃棄」されたものと考えられる。そして、「廃棄」の実態を明らかにするためには、それらの遺物がどの段階で「廃棄」されたものなのかを把握する必要がある。天井部を壊した後に土師器甕を置いているのか（図4－1・2・4、図6－1・3・4、図8、図9－1・2参照）、設置したまま天井部毎壊しているのか、天井部を壊す前に遺物を燃焼部に入れているのか（図10－1・2参照）、人為的なものではなく後からの流入なのか。これらのことを見分ける材料は、やはり天井部崩落土との関係を土層の断面で観察することによって得られるものである。

なお、天井部の崩落に起因する堆積土が確認できない場合、「廃棄」にあたってそれらの土が燃焼部からどこかに持ち去られている可能性を考えなければならない（註27）。

また、「廃棄」の際に据え直した「廃棄I b類」のケースでは、土師器甕を据え置くための掘形があるのかどうか（図4－2参照）、なければ、土師器甕の周囲の土は据え置く過程で埋められた人為堆積土の可能性はないのか（図4－1参照）。また、支脚に関しては、全てのカマドにあったとは限らないが、支脚が検出されなくても、支脚を据えた掘形だけが確認される可能性はある。このような問題意識を持って調査に取り組む必要があろう。

2) 情報の記録と提示

発掘調査時に遺物の出土要因を検証したら、次には他の人が後から検証できるような情報を記録し、それらを報告書に提示する必要がある。

土層の断面図は、天井部崩落土と遺物との関係が把握できるように、遺物の中心付近のラインで作成することが大切である。土師器甕の下に支脚があれば、支脚に据えた状況がわかるよう断面図を作成する（図5参照）。調査の途中で支脚の存在に気付いた時には、支脚を通したラインで作成し直すか、もう一つ断面図を作成し提示することが理想的である（図1－2、図11参照）。そうすることにより、土層との関係をより客観的に検証することが可能な報告となるのである。

また、縦断面図では天井部崩落土等の土層との関係が把握できるし（図2－1参照）（註28）、

横断面図ではカマドの袖との関係が示されるため土師器甕が燃焼部に設置されている状況がわかりやすい（図2－2参照）。このように状況に応じた記録作成が必要なのは当然であるが、可能であれば遺物の出土状況は縦断面図と横断面図の両方に提示されていることが望ましい（図1－1、図4－3・4、図6－1・3、図11参照）。

文章は、前章において、参考としたい事例として取り上げたような報告事例の記述が必要である。具体的には、土層の堆積要因に触れ、天井部崩落土が認められるものに関しては何層が天井部崩落土なのかを必ず本文中に記載し、遺物との関係に言及する。そして、遺物が出土した要因とその根拠を示す。判断がつかない土層に関しても、判断がつかない部分がどこかを明示し、状況をできるかぎり把握し、後で検証できるような材料を提供できるように心掛けることが肝要である。また、「設置I類」とした、タタラ山遺跡27住（図1－1）の報告は、調査時の観察の過程を記すことにより、他の人が後から読んだ際に状況を把握しやすくなっている。事例によってはこのような報告の仕方も考慮に入れるべきだろう。

写真は、遺物が出土した状態がわかるような全体の構図だけでなく、遺物と天井部崩落土などの堆積土との関係がわかる近景の構図で撮影し、提示する必要がある。これは、遺物の出土要因を検証するための材料となるからである。しかしながら、土層の詳細は、いかに写真を撮る時の構図・露出などが適当と思われても、現地で見た状況をそのまま他者に伝えることは残念ながら不可能である。ただ、上述のような意識を持って調査に取り組む姿勢が大切であろう。

（2）カマド燃焼部への「廃棄」について

今回、検討の対象として取り上げ、「廃棄」と分類した事例に関して、その特徴や傾向性をまとめてみたい。

1) 遺物の出土する割合（表2・3）

表3で取り上げた128例の内訳は、引田式期11例、佐平林式期6例、舞台式期6例、栗園式期58例、国分寺下層式期10例、表杉ノ入式期37例である。そして、これを各時期別にカマドが検出された竪穴住居跡の総数（表2）に占める割合を見ると、全体で7.4%（1,737例中128例）、引田式期34.4%（32例中11例）、佐平林式期17.1%（35例中6例）、舞台式期22.2%（27例中6例）、栗園式期20.7%（280例中58例）、国分寺下層式期4.1%（245例中10例）、表杉ノ入式期3.8%（973例中37例）である（註29）。以上から、燃焼部内から目立った形で遺物が出土する割合は、国分寺下層式期以降は4%前後と他の時期に比して少ないことがわかる。また、このことは国分寺下層式期以降、カマドの廃棄にあたって遺物を置くという行為が減少していることをも示していると考えられる（註30）。なお、本稿では、天井部構築材として使用されたものや小片などが出土している事例等は省いているが、上記の遺物が出土する割合は、カマドを有する竪穴住居跡全体の傾向性としても参考になると思われる。

2) 遺物の器種毎の出土割合（表3）

「廃棄」に分類した事例で土師器甕が出土しているものは84例中63例（75.0%）、土師器杯

が出土している事例は84例中29例(34.5%)で、他の遺物が1~5例(1.2~6.0%)の出土であるのに対して圧倒的に多い。「廃棄」のパターンの主なものは、土師器甕のみが42例(50.0%)、土師器杯のみ13例(15.5%、※II a'類を含む)、土師器甕・土師器杯の組み合わせ13例(15.5%)である。そして、これらの事例を併せると計68例で、全体の81.0%と「廃棄」の大半を占める。

土師器甕は、カマドで使用する遺物であることから、「廃棄」に使用されるのは当然かもしれないが、通常カマドでは使用しないと考えられる土師器杯が多いのは、「廃棄」に際して必要とされていたことを物語っている。

3) 時期毎の特徴(表3~5)

表4は、表3に示した「廃棄」の事例を、堅穴住居跡の時期毎にまとめたものである。表5は、「廃棄I~IV類」の事例を、器種を度外視して出土状況(a~d)に限って時期毎にまとめたものである^(註31)。これらの表からは、第一に、栗園式期にb類(15例)とc類(11例)が多いことが指摘できる。b類の器種の内訳は、土師器甕が13例(I b類10例、IV b類3例。^{※表3参照、以下同じ。})、土師器杯が2例(II b類1例、IV b・c類1例)である。一方、c類の器種は全て土師器甕である。このことから、栗園式期においては、カマドの「廃棄」にあたって土師器甕を据え直す事例(図4-1~4)と、横位に置く事例(図6-1・2・4参照)の2つのパターンが多いことがわかる。

第二に、表杉ノ入式期にa類(14例)とd類(12例)が多いことが指摘できる。a類の器種の内訳は、土師器甕が5例(I a類2例、I a・c類1例、I a・b・d類1例、IV a類1例)、土師器杯が10例(II a類6例、II a・b類1例、IV a類1例^(註32)、IV a・c類1例、IV a・d類1例)である。一方、d類の器種は、土師器甕が10例(I d類5例、I a・b・d類1例、IV d類2例、IV a・d類1例、IV b・d類1例)、土師器甕2例(III d類1例、IV b・d類1例)、土師器杯1例(IV d類1例)、須恵器杯2例(IV d類1例、IV a・b・d類1例)、須恵器甕・鉢が1例ずつ(IV a・b・d類1例)である^(註33)。このことから、表杉ノ入式期においては、カマドの廃棄にあたって土師器杯を伏せる事例(図8参照)と、土師器甕を中心とした器種を破碎する事例(図7参照)の2つのパターンが多いことがわかる。

限られた資料であるため、一概にはいえないが、上記のことから、「廃棄」の内容が時代の移行に伴い変化している様子が伺える^(註34)。また、表3によれば、甕を倒立させる事例は10例(I a類3例、I a?類2例、I a・c類1例、I a・b・d類2例、IV a類2例)で、ほ

表4 時期毎の「廃棄」の分類①

時期	廃棄I類								廃棄II類				廃棄III類				廃棄IV類								計			
	a	a?	b	c	c?	d	a·c	a·b·d	a	a'	b	a·b	-	a	b	d	-	a	b	c	d	a·c	a·d	a·b·d	b·c	b·d		
引田式			1	1					1				1				1	1	1	1						8		
佐平林式					1																					1		
舞台式																										1		
栗園式			10	7		1					1		1	1	1	1	3	1	2				1		29			
国分寺下層式	1	1		3			1		1	1	1	1														9		
表杉ノ入式	2	1	1	3		5			1	6	3	1	1		1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1	36		
計	3	2	12	14	1	6	1		2	8	3	3	1	1	1	1	2	3	2	4	1	3	3	1	1	3	2	84

とんどが国分寺下層式期以降に認められる（引田式期1例^(註35)、国分寺下層式期4例、表杉ノ入式期5例）。また、燃焼部内に須恵器を置く事例は5例（II a類1例、II b類1例、IV d類1例、IV a・b・d類1例、IV b・c類1例）で、国分寺下層式期1例、表杉ノ入式期4例である。

これらのことから、先に指摘したカマドへの「廃棄」の内容は、具体的な時期としては国分寺下層式期以降、変化していることが伺える。また、栗囲式期に多いb類、c類は国分寺下層式以降も認められる（表5参照）ため、栗囲式期以前よりも若干バラエティーに富んだ内容となっていくということもできよう。

4) 燃焼部から出土する土師器甕の特徴

「廃棄I b類」の出土した土師器甕を見ると、図4-1～4を始めとして栗囲式期の住居跡では必ず長胴甕が含まれ、土師器甕が複数出土するものは長胴甕とセットで、中型・小型の甕が含まれる事例もある（図4-1参照）。引田式期と表杉ノ入式期に関しても、図5のようなカマドの掛け口に設置するのに適当と思われる大型の甕である。

「廃棄I c類」についても、栗囲式期の住居跡は、本宮市北ノ脇遺跡1住【右岸2】が小型甕である以外は、図6-1・2・4に示したような長胴甕である（7例中6例）。そして、国分寺下層式～表杉ノ入式期に関しては、郡山市弥明遺跡10a住【母畑32】やいわき市タタラ山遺跡10住【常磐9】のように小・中型の甕が出土する事例も認められるが、図6-3のようなカマドの掛け口に設置するのに適当と思われる大型の甕が多い。

また、「廃棄IV類」の中で土師器甕の出土状況がb類（正位）やc類（横位）の状態を示すものを見ると、併せて11例中8例（b類：5例中3例、c類：6例中5例）が長胴甕（図9-2参照）や大型の甕である。

以上から「廃棄I b類・I c類」を始めとした、土師器甕を正位・横位に置く事例に関しては、その多くがカマドにもともと設置していたものを廃棄にあたって置いたと考えても差し支えない大きさの甕が出土している。ただ、その場合でも、使用していた全ての甕を置くとは限らないだろうし、燃焼部から出土した甕の全てが掛け口に設置していたものとは明らかに考え難い数の甕が遺棄されているケースもあり^(註36)、一概にいえない点は注意を要する。また、b類の土師器甕がカマド機能時に設置されていたものだとすれば、発掘調査時の出土状況（=廃棄後の姿）はカマド機能時の状態を少なからず反映している可能性もあるのではないかと考えている。この想定が正しければ、土師器甕がb類の事例は、カマドにおける甕の設置状況を考える上でも参考になると思われる。

5) 遺物の出土層位（表6）

前章の「(2)「廃棄」の事例」のところでそれぞれ言及した、燃焼部から出土する遺物の出土層位をまとめると、表6の通りとなる^(註37)。

表5 時期毎の「廃棄」の分類②

時期	廃棄 I ~ IV類							計
	a	a?	a'	b	c	c?	d	
引田式	2			2	1			6
佐平林式						1		1
舞台式				1				2
栗囲式	3			15	11			31
国分寺下層式	4	1		2	4			12
表杉ノ入式	14	1	3	9	6			45
計	23	2	3	29	22	1	17	97

これを大局的に見ると、燃焼部底面出土のもの（表6-No.6）と何らかの堆積土の上から出土したもの（表6-No.1～5）に分けられる。前者は14例（26.4%）、後者は39例（73.6%）で、後者が多く、特に天井部崩落土や人為堆積土の上から出土する事例（No.1・3）が計28例（52.8%）で出土層位の半分を占める。人為堆積土と報告されているものは、具体的に天井部に起因する土であると言及はされていないが、もともとは天井部を構成していた土であることが多いと推測される。

したがって、土師器甕を中心とした「廃棄」の過程は、「掛け口から土師器甕を取り外す→天井部を壊す→天井部崩落土の上に土師器甕や他の遺物を置く」という事例が多いと考えられる。なお、遺物の出土層位を時期毎に見るとどうなるかについては、栗団式期以外の時期の事例がまだ少ないため、今後の課題としている。また、「廃棄I b類」としたものの中には土師器甕を掛け口に設置したまま天井部を壊している事例もあるかもしれない。これに関しては、今回の検討では明らかにできなかったが、「保留」に分類した玉川村高原遺跡4住（図11）のように、天井部崩落土と燃焼部底面が接して検出されると思われる。

一方、燃焼部底面から出土する事例は、破片のもの5例（I d類3例、III d類1例、IV d類1例）や土師器杯5例（II a類3例、IV類1例、IV b・d類1例）、小型甕1例（IV a類1例）、下半部か上半部のみの土師器甕2例（I a類1例、IV a類1例）、本来完形とみられる土師器甕を横位に置く例1例（I c類1例、図6-2参照）である。このことから、燃焼部底面から出土する遺物は、小型の器種や破片の状態となっているものがほとんどで、大型で完形の土師器甕を置くことは少ないと見える（註38）。

表6 遺物の出土層位

No.	出土層位	廃棄I類				廃棄II類			廃棄III類		廃棄IV類							計
		a	b	c	d	a	b	a・b	d	—	a	b	d	a・c	a・d	b・c	b・d	
1	天井部崩落土の上の層		7	6	1	2		1					1	1			3	22
2	天井部崩落土中					1						1		2				4
3	人為堆積土の上の層	2		1		1	2											6
4	人為堆積土中													1				1
5	不明堆積土の上の層					2	1					1	1	1				6
6	燃焼部底面	1		1	3	3			1	1	2		1				1	14
	計	3	7	8	5	8	3	1	1	1	2	3	3	3	1	3	1	53

（3）カマド掛け口への「設置」について（表3）

「設置I・II類」としたのは引田式期1例、舞台式期1例、栗団式期2例の計4例で、いずれも杉井健のいう、二つの土師器甕を横に並べて掛ける「二つ掛け横並び（註39）」であった。

カマドの掛け口に設置していた状況は、前節の検討から土師器甕が「廃棄b類」の事例も参考にすると、表3において「甕の状態」が‘左’と‘右’の両方に記載があるものは‘二つ掛け横並び’、‘中’だけのものは‘一つ掛け’、いずれにも記載があるものは‘三つ掛け’の可能性がある。同様に、「保留」とした事例の中にも設置状況を復元する上で参考になるものも含まれているだろう。ただ、福島県内におけるカマドの掛け口への設置方法に関しては、支脚が検出された事例を集成し、その位置と併せて検討する必要がある。これについては、稿を改めて検討したいと考えている。

5 まとめ

本稿では、福島県内のカマドの燃焼部から出土する遺物の出土状況を検討することにより、大きく以下の2点について言及した。

1点目は、カマドの燃焼部内から検出される遺物の出土要因を判断するためには、天井部崩落土との関係の把握が必要不可欠となること、である。特に、燃焼部から出土した土師器甕に関しては、掛け口に「設置」されたまま遺棄されたのか、「廃棄」されたものなのかという問題が必ずつきまとう。本稿では、「設置」されたまま遺棄された状態と判断するためには、①土師器甕が天井部に固定された状態で検出されること、②土師器甕の周囲に天井部崩落土が認められ、かつ、天井部崩落土と燃焼部底面との間に自然流入土があること、のいずれかの状態が確認される必要があることを指摘した。一方、「廃棄」に関しては、その実態を明らかにするためには、どの段階で「廃棄」されたものかという情報は欠かせない。そのため、やはり堆積土との関係を把握しなければならない。しかしながら、現状ではこれらの情報がきちんと提示されている報告事例は決して多くはない。発掘調査報告書には、「設置」なのか「廃棄」なのか、調査者の判断と根拠を記載し、その判断と根拠の基となる土層断面図や写真等のデータを提示することが大切である。当然ながら、判断がつかない土層があって結論が導き出せない状況や、客観的に見ると間違った判断をしていることもあるかもしれない。しかし、いずれにしても考えた根拠が示されなければ、他の人がそれらを検証することは不可能である。

後から検証できるような可能な限りの情報を盛り込んだ事実報告をするのは、調査者の責務である。その際には、あらゆる可能性を想定し、一番蓋然性が高いのはどのように考えた場合か、ということを常に念頭に置いておきたい。今回の検討では、「設置」や「廃棄」とする根拠や、どのような報告が望ましいかについて指摘してきたが、筆者の見解も客観的に見ると不備な点、間違い等もあるかもしれない。しかし、議論の叩き台としては十分であると考えている。遺物の出土状態に関する意識の向上、調査技術の向上、調査報告のレベルの向上に少しでもつながれば幸いである。

2点目は、カマドに「廃棄」される事例についての特徴や傾向性について、である。上記の1点目で指摘した内容に基づいて検討し、「設置」と分類した事例は「設置Ⅰ類」が2例、「設置Ⅱ類」が2例の、計4例である。「保留」とした事例が40例あるものの、表2で抽出した1,737軒中4軒しか確認されないということは、極端に少ないといえる。これに対して、「廃棄Ⅰ～Ⅳ類」としたのは84例（表3参照）であり、カマドの燃焼部から出土する遺物の多くが「廃棄」に伴うものであるといえる。また、表3の128例を除いた残りの約1,600軒の事例に関しては、天井部構築材に使用されているものを除けば、燃焼部から完形に近い土師器甕が出土していないことは確かである。このことは、大多数のカマドが、破壊されているかどうかは別としても、住居の廃絶段階には掛け口から土師器甕が取り外され、機能時の状態を留めていないことを示している。上述の内容は、これまで感覚的に捉えていた事柄かもしれないが、それを数量的データとして示すことができたのは一つの成果と考えている（註40）。

また、カマドに「廃棄」する器種は土師器甕に次いで土師器杯が多いこと、土師器甕はもともと掛け口に設置していたものと考えても差し支えない大きさのものが多いこと、そして、国分寺下層式期以降、カマドの廃棄にあたって遺物を置くという行為自体は減少するものの、廃棄の仕方が若干変化していること、等についても指摘した。

燃焼部内の堆積土との関係については、「廃棄」に分類した事例は、天井部崩落土の上に遺物を置いているものが多いことがわかった。このことから、土師器甕を中心とした「廃棄」の過程は、「掛け口から土師器甕を取り外す→天井部を壊す→天井部崩落土の上に土師器甕や他の遺物を置く」という事例が多いと考えられる。この事実は、今後の発掘調査において、堆積土を観察する上で参考となろう。

今回の検討で言及した上記2点の内容は、各市町村教育委員会の調査事例や新たな調査事例を含めると、また違った傾向性や判断基準が指摘できるかもしれないが、それらは今後の課題とし、引き続き福島県内における様相を検討していきたいと考えている。

<註>

- (註1) 丹治篤嘉 2001 「福島県内の筒形土製品・異形土製品について」『福島考古 第42号』福島県考古学会
- (註2) 北野博司・三河風子・小此木真理 2008 「東北地方南部における古代の土鍋調理—福島県高木遺跡出土土器の分析から—」『歴史遺産研究No.4』東北芸術工科大学歴史遺産学科
- (註3) 「カマド祭祀」や「カマド廃棄儀礼」に関しては、先学諸氏により様々な検討がされているが、本稿はそれらの性格に詳しく言及するのが目的ではなく、あくまで出土状況を中心に検討する。
- (註4) カマドがあるとみられる時期の竪穴住居跡でも、調査区内で確認されなかったものはカウントしなかった。
- (註5) 東北地方南部の土師器編年について、氏家和典により「塩釜式—南小泉式—引田式—住社式—栗囲式—国分寺下層式—表杉ノ入式」と提唱（氏家和典 1957 「東北土師器の型式分類とその編年」『歴史 第14輯』東北史学会）されて以降、福島県内においては、古墳時代中・後期の土器型式の名称や各土器群の段階設定等について、研究者により様々な考えがある。筆者は、土器の型式名や分類に関して積極的な見解を持ち合わせないが、「佐平林式【母畑2】」、「舞台式（玉川一郎 1981 『舞台』天栄村教育委員会）」に関しては、表2によれば該期の資料が確認されている遺跡のほとんどが、中通りの県南地方であることから、研究史を尊重してこの名称を用いた。なお、「引田式」は辻秀人のいう「南小泉式後半段階（辻秀人 1989 「東北古墳時代の画期について（その1）—中期後半の画期とその意義—」『福島県立博物館紀要 第3号』福島県立博物館）」で、カマド出現期に相当すると考えている。
- (註6) 表3では、過渡的な特徴を示すもの、例えば栗囲式～国分寺下層式は「栗～国」と示した。
- (註7) カマド燃焼部の下部構造（掘形）から出土するものに関しては、取り扱わなかった。
- (註8) 前二者については、②に伴い意図的に破碎された土器片が含まれる可能性もあるだろうが、立証は困難である。後者の例としては、郡山市梅木平遺跡II区4住【母畑15】、本宮市高木遺跡9住【右岸2】の2例を紹介したい。それぞれ土師器甕が燃焼部内部に埋め込まれていると報告されており、その位置は梅木平遺跡II区4住が燃焼部の奥壁近く、高木遺跡9住は支脚の前であり、支脚としての用途は想定しづらく、いずれもその性格は不明である。
- (註9) その多くが完形に近いか、遺存の良い資料で、報告書中において遺物の実測図も掲載されている。
- (註10) 後に分類する「廃棄」では、遺物の出土状況によりa～dなどに細分しているが、「設置I・II類」に関しては、人の手を介しない自然崩落によるもので分類しても意味がないため細分しなかった。
- (註11) 桐生直彦は遺物出土状態の分類基準として、遺棄・廃棄・流入に大別できるとし、遺棄は廃絶時の竪穴建物（住居）に「残された」か「残ったもの」と認定できるもの、廃棄は、廃絶後の竪穴建物（住

居)に捨てられたと認定できるもの、流入は建物(住居)跡の周辺に散乱していた遺物が、自然営力や埋め戻し、あるいは屋内施設構築の際に竪穴内に入り込んだものである(桐生直彦 1995 「竪出現以降の竪穴住居址内の遺物出土状態をめぐる問題」『山梨県考古学協会誌 第7号』山梨県考古学協会、2001 『竪をもつ竪穴建物跡にみられる棚状施設の研究—関東地方の事例を中心に—』、2005 『竪をもつ竪穴建物跡の研究』六一書房、等)、としている。

辞書の意味では、遺棄は「すること。おきざりにすること」、廃棄は「不用として捨て去ること。」である(新村出編 1998 『広辞苑第五版』岩波書店)。カマドに遺棄されるものはカマドの掛け口に設置されたものか、カマドを破壊した後に置かれたものである。後者は、そこに置くことが必要とされたものであり、その意味では廃棄とはいえないのかもしれない。しかし、その行為自体は、多くが竪穴住居跡の廃絶に伴うものであることを考えると、廃棄という用語を使用しても問題はないのではないかと考えられる。また、分類する上でも、「設置」されたまま遺棄されたものと明確に区別された用語の方がわかりやすい。よって、本稿では「廃棄」という用語を用いることにする。

- (註12) 本宮市山王川原遺跡23住【右岸1】では、新旧2つのカマドが検出されている。新カマドの右袖は旧カマドの燃焼部にあたり、新カマドの右袖の構築土からは土師器杯・甌が正位の状態で重なって、さらに隣接して土師器甌が正位の状態で出土した。これらの遺物は出土状況から、新カマドの袖構築材ではなく、旧カマドに対する儀礼行為のための土器と報告されている。
- (註13) 須賀川市沼平遺跡5・8住【母畠7】、石川町殿畠遺跡4住【母畠33】など。
- (註14) 天栄村山崎遺跡39住【矢吹10】、本宮市高木遺跡102住【右岸2】など。
- (註15) 本宮市高木遺跡105・143住【右岸2】など。
- (註16) 今回対象とした事例については、平面図は基本的に提示されている。
- (註17) 考察中には、「カマド内堆積土からカマド廃絶状態を復元すると、煙道部煙出に斜面上方からの土砂が流れ込んだため、カマドが埋没した。その後天井部を壊して、カマドに掛けていた甌を残したものと考えられる。」と記されている。考察の見解は、天井を壊して廃棄したとみている点が筆者とは異なる。確かにその可能性は否定できないが、普通に考えても、住居機能時に煙出部から土砂が流入してこないような何らかの工夫はしていただろうし、万が一入ってきたとしても、30cm(ø2・3の層厚)も堆積するまで放って置いたとするのは無理がある。そもそも、発掘調査時とは異なり、地表面には草も生えていただろうから、斜面上位からの土砂が急激に堆積することは考え難い。
- (註18) なお、手捏ね土器が「カマド袖の両側から対を成すように一つずつ完形で出土した。」とある。これに関して、考察中では、「これらの出土層位は(住居内堆積土)ø1であるが、出土地点から人為的に配置されたものと推察される。」としている。出土層位からすれば、住居廃絶時からしばらく時間が経過しているため、判断が難しい事例である。
- (註19) 仮に、ø3の堆積が土師器甌とø2の崩落の後だとすれば、ø2は燃焼部底面近くまで崩落しているはずである。そのため、ø2を住居の廃絶段階に意図的に崩落させたと考えるのは無理である。また、燃焼部底面に堆積するø6が土器により分断されている堆積状況からすれば、ø6の堆積は土師器甌の崩落後ではないかとも思える。しかし、そのように考えると、上述の通りø2の堆積に矛盾が生じる。したがって、ø6がこのような堆積状況を示す要因は、天井部崩落土に求めたい。住居廃絶後、煙出部から流入土が堆積する以前の比較的早い段階で天井部が一部崩落したものと理解しておく。
- (註20) 堆積土との関係が不明瞭な事例についてはカウントしていない。以下の文章も同じである。
- (註21) 「廃棄I c類」とした郡山市弥明遺跡10a住【母畠32住】でも、燃焼部内から出土した甌2点のうち、片方は底部に穴があけられており、甌に転用されたと考えられている。「廃棄IV b類」とした石川町殿畠遺跡9住【母畠33】も甌2点が横並びに正位で出土しているが、1点の甌の底部には穴があいており、甌転用の可能性が指摘されている。同じく「廃棄IV b類」とした本宮市山王川原遺跡2住【右岸1】は、甌と甌が横並びに、その後ろから底部の欠損した甌が正位の状態で出土している。
- (註22) 今回検討した資料中には、「廃棄II c類」や「廃棄II d類」としたものはなかった。前者は意図的に立てるようにならなければならないため、なかなか確認されないとと思われる。また、後者に関連して、後述する「廃棄IV b・d類」とした矢吹町白山A遺跡4住【あぶ3】(図10-1)のように、杯が破片で検出される事例も認められる。
- (註23) 猪倉B遺跡270住は、カマドの構築途中で廃棄したと推測されている。この所見に従えば、カマドを

使用していなくても廃棄儀礼を行った事例といえる。

- (註24) 白山A遺跡3住では杯が3個体ほど出土しており、いずれも遺存率は高いが、完形のものはない。同遺跡12住では、杯3点、小甕2点、瓶1点が破片の状態で出土したが、いずれも完形にはならない。
- (註25) 「保留」とした中で、本宮市高木遺跡80住・108住・118住・159住【右岸2】に関しては、北野博司らは、遺物の出土状態と遺物の器表面で観察される「スス・コゲパターンからみた火前・火裏等の位置関係が一致しているものは取り外していない蓋然性が高まる」として、「鍋（土師器甕）を取り外さないまま、カマドを廃棄した可能性が高い」と考えている（前掲註2）。遺物の表面に残された情報から出土状況に言及することができる有効な視点であると評価できる。ただ、天井部が自然に崩落したのか、人為的に崩落したのかは、堆積土から十分な情報が得られなければ判断がつかないことに変わりはないため、本稿では「保留」とした。
- (註26) 「図25-2」の土師器甕の底部は支脚の高さ調整に使用されたもので、支脚として使用されていた筒形土製品（断面図B-B'に「図26-3」と示されているもの）との間に1~2cmほどの土が詰められていた。これは、高さ調整の土師器甕底部をより安定させるためと考えた。
- (註27) 木村直之は、檜葉町鍛冶屋遺跡【常磐21】の報告書中の考察において、「（カマドを壊す）行為は、焼土塊を得ることを直接の目的としたものか、あるいは、カマドを壊して焼土面を取り去ることに意味があり、結果として焼土塊を得て、それを再利用しているかのいずれかが考えられる。」としている（木村直之 2000 「第3章考察 第2節遺構について 2. カマドの変遷とその特徴」）。
- (註28) 土師器甕が横並びに2つ出土した場合、縦断面図を2本作成するのは現実的に難しいので、縦断面図に示されない方の遺物は写真と文章の記録で補うことになる。
- (註29) 過渡的な特徴を示す土器については、便宜上新しい型式の方に含めてカウントした（※舞台式～栗団式期1例→栗団式期1例）。
- (註30) 「保留」とした栗団式～国分寺下層式期の本宮市高木遺跡108住【右岸2】、表杉ノ入式期のいわき市白岩堀ノ内遺跡15住【常磐10】の2例が仮に「廃棄」だとしても、大勢は変わらない。
- (註31) 表5においては、「廃棄I a・c類」などの複数個体が別々の出土状況を示すものは、それぞれ1例としてカウントした。そのため、合計が97例と、表4の84例よりも増えている。
- (註32) 「廃棄IV a類」とした本宮市北ノ脇遺跡7住【右岸2】は、土師器甕を倒立させた上に土師器杯を伏せて重ねている。このため、「廃棄IV a類」に関しては、土師器甕・土師器杯それぞれ1例としてカウントした。
- (註33) 「廃棄IV a・b・d類、IV d類、IV b・d類」においては、複数器種が破碎されているため、器種毎にみた合計は全体の12例より多い17例となっている。
- (註34) 佐平林式期と舞台式期の資料は「保留」が多く、表4・5においては1・2例ずつのみとなった。そのため、現段階では該期の特徴について言及することはできない。
- (註35) 郡山市正直A遺跡92住【母畑34】が該当するが、この事例では、倒立させた小型の土師器甕の上に重ねて土師器杯を伏せている。杯は二次的な被熱によるものか、器面が荒れている。出土位置が燃焼部中央であることから、甕は支脚に転用されて、杯は支脚の高さ調整に使用された可能性も考えられる。しかし、甕には明瞭な被熱の痕跡はないため、判然としない。
- (註36) 「廃棄I c類」の玉川村江平遺跡6住【あぶ12】や「廃棄IV b・c類」の小野町柳作A遺跡1住【あぶ4】では4個体の土師器甕が出土している。
- (註37) 前掲註20通り、堆積土との関係が不明瞭な事例についてはカウントしていない。
- (註38) 浪江町小迫遺跡1住【常磐53】も完形で出土した事例の可能性があるが、出土層位が不明瞭なため、表6には含めなかった。
- (註39) 杉井健 1993 「竈の地域性とその背景」『考古学研究 第40巻第1号』考古学研究会、1999 「炊飯様式からみた東西日本の地域性」『古代史の論点6 日本人の起源と地域性』小学館
- (註40) 木村直之は、前掲註27において、遺跡全体のカマドの観察から、カマドは壊されるのが普通の姿であると指摘している。このような遺跡全体を通して検討する視点は大切である。また、堤隆により、長野県域でも奈良・平安時代の集落全体でカマドが破壊されている事例や、解体されている事例があることが指摘されている（堤隆 1995 「竈の廃棄プロセスとその意味」『山梨県考古学協会誌 第7号』山梨県考古学協会）。